

ポスト都市化社会における都市と農業の調和

——都市農業の多面的機能に注目して——

主査 浦野正樹教授

早稲田大学 文化構想学部 文化構想学科

社会構築論系 浦野ゼミ 4年

鈴木 瑛絵 (1T1305828)

目次

序章

1. 研究動機
2. 調査方法
3. 論文の方向性

第1章 都市農業の歴史

- 1-1 都市農業とは
- 1-2 都市農業の変遷
- 1-3 都市農業・都市農地の多面的機能
 - 1-3-1 都市農業・都市農地の多面的機能の効果
- 1-4 都市農業の現状

第2章 都市農業の比較

- 2-1 欧米型都市農業の変遷とそこから見える日本の特徴
- 2-2 欧米型都市農業のモデル

第3章 都市と農業の調和

- 3-1 ポスト都市化時代に都市農業を考察する意義
 - 3-1-1 都市化の弊害と進展
 - 3-1-2 都市化の弊害と都市農業の活用
- 3-2 これからの都市農業の形
- 3-3 都市農業成立の要素
- 3-4 都市農業存続のための都市住民の役割の重要性
- 3-5 都市農業展開の要素
- 3-6 各アクターの時代ごとの分析

第4章 横浜市の都市農業

- 4-1 横浜の都市農業の歴史

- 4-2 寺家ふるさと村
 - 4-2-1 地区概要と歴史概要
 - 4-2-2 組織体系
 - 4-2-3 寺家ふるさと村の現状
- 4-3 舞岡ふるさと村
 - 4-3-1 地区概要と歴史概要
 - 4-3-2 組織体系
 - 4-3-3 舞岡ふるさと村の現状
- 4-4 2つのふるさと村から見える都市と農業の調和
 - 4-4-1 事例の考察
 - 4-4-2 ふるさと村の効果
 - 4-4-3 都市住民と農業サイドの関係性

終章 まとめ

- 1.総括
- 2.謝辞
- 3.参考文献・参考 URL

序章

1. 研究動機

近年、「東京一極集中」という言葉をテレビニュースや新聞などで耳にする機会が増えているように思う。「東京一極集中」とは、日本の政治・経済・文化・人口など社会におけるあらゆる資源・資本が首都圏（主に東京）に集中している現象のことである。この現象は、高度経済成長期の時代に都市開発を急速に行い、地方の働き盛りの人々をも首都圏に吸収し首都の機能を拡大し続けたことに 1 つの要因があるだろう。都市開発が進み、豊かな生活を手に入れる一方で、元来そこで暮らしていた人々の生活はどのように変化したのだろうか。

筆者自身、横浜市内で一緒に暮らしている祖父母が農業を営んでおり近所にも農家の方が多いが、農家の高齢化や後継ぎの問題など都市で農業を営むにはさまざまな課題があるということを肌で感じている。筆者が小さい頃は、通学路の途中で近所の農家の方が「いってらっしゃい」、「おかえり」と声をかけてくれていた。今現在では農家を辞める、辞めざるを得ない人が多くなりそのようなつながりも少しずつ減ってきてしまっているのが少し寂しいような気もしている。さまざまな歴史のなかで、都市農業に対する見方は変わってきているものの、今現在の都市部での農業というのはそう簡単なことではないだろう。

高度経済成長期以前の日本人の暮らしは、第 1 次産業と呼ばれる農林水産業に従事する人がほとんどであった。しかし都市開発が進み、日本経済が急速に発展していくなかで、第 1 次産業に従事する人々の数は減り、第 3 次産業と呼ばれるサービス業に従事する人々が増大したのである。この現象から分かるように、高度経済成長期を境に日本人の職業構造が転換し都市開発が進む都市部において、かつての産業の中心であったはずの農業は日のあたらぬ存在、それどころか都市においての農業は必要のないものとしての扱いを受けるようになっていったのである。

その後、都市部での開発がひと段落した今日では都市開発の弊害として、都市部では都市環境の悪化、かつての地縁・血縁関係の崩壊によるコミュニティの希薄化などさまざまな課題を抱えるようになった。そして、人々が経済至上主義ではない本当の豊かさを探し求めるようになっていくようにさえ思える。なかでも都市において、なんとか残存している貴重な農地の存在が行政や地域住民に注目され始め、都市開発が盛んな時代には「邪魔なもの」として捉えられていた都市部での農業が近年では保全すべきものと考えられるようになっていく。

そのような、ポスト都市化社会のなかでもう一度、かつての地域の中心であった農業の役割をふまえて「都市農業」がもつ役割を見つめなおし、ポスト都市化社会における都市と農業の調和について考察していきたいと考えた。

2.調査方法

調査方法は、文献研究とヒアリングを中心に執筆を行った。第 1 章と第 2 章では、都市農業についての基礎的なことや先行研究を、文献をもとに分析した。第 3 章は本論文の中核であり、これからの都市と農業の地域内での調和について考察を行い、第 4 章ではヒアリングを中心に都市農業について具体的な考察を行った。

3.論文の方向性

本論文は今まで、都市住民の生活とは、なんとなく関係のないものという位置づけであった都市農業を改めて考察する機会にしたいと考えている。ポスト都市化社会のなかで主張され始めた都市農業の多面的機能が都市化の弊害に直面している今現在の都市においてどのような役割を果たしているのか、本当に効果があるのかということを見つめ直したいと思う。

また、都市において農業が本当の意味で共存しているとはどのようなことであるのかということ、主に農業サイド・行政・都市住民の関係性から分析しそのうえで都市農業を保全・推進している横浜市のふるさと村構想を考察する。

第1章 都市農業の歴史

1-1. 都市農業とは

「都市農業」とは何か。なぜ、「農業」という言葉にわざわざ「都市」という言葉がついているのだろうか。ここで改めて、どうして一般的な「農業」と都市で行われている「農業」を区別するのか、「都市農業」という言葉の概念を、先行研究をもとに調査し本論のベースとしたい。

「都市農業」という言葉がいつごろから使用され始めたのかは正確には分からないが、都市農業という用語そのものは非常に古く、すでに大正末期に関一大阪市長がドイツの都市計画を範として、「都市農業」という言葉を用いて、都市づくりでの農業の必要性を説いている（井一，1982，p10）。一般に注目され始めるようになったのは、日本経済の高度成長と1968年の新都市計画法制定、いわゆる「線引き」政策を背景に、急速に膨張する都市化とともに登場した言葉である（竹中，二木，1997，p i）。「線引き」政策とは、無秩序な市街地の拡大を抑制するための政策で、「市街化区域」と「市街化調整区域」に分けることである。「市街化区域」とは、市街地として積極的に整備する区域で、用途地域などを指定し、道路や公園、下水道などの整備を行い、住宅や店舗、工場など計画的な市街化を図る区域のことであり、「市街化調整区域」とは、市街化を抑制し、優れた自然環境などを守る区域として、開発や建築が制限される区域のことである。

特に京浜地区、京阪地区、中京地区など三大都市圏の農地が、急速に拡大する都市化の波のなかでスプロール化し、点々と島状に残された農地で農業を営むことを余儀なくされた。こうした、いわば「残地農業」を都市農業とみられ、都市の産業集中化と線引き政策によって生み出された、いずれ消えていく運命を担った農業であると思われる（竹中，二木，1997，p i）。

このように、「都市農業」は日本社会において工業やサービス業の急速な発展に伴う経済成長を第一に考える都市化の時代に、都市部においていずれ消えていくと考えられ、経済政策の裏に隠れた農業のことであるといえる。

以上のように「都市農業」という言葉は時代の流れのなかで呼ばれるようになった言葉であり、明確な定義は無いが、本論文では多くの文献を参考にし、「市街化区域」と「市街化調整区域」に含まれる農業を「都市農業」と定義することとする。

1-2 都市農業の変遷

では具体的に、都市農業は急激な都市化が進む高度経済成長期のなかでの都市において、どのように位置づけられてきたのだろうか。ここでは、法律をベースに都市農地政策の面から見ていく。また、ここでは主に竹中，二木，(1997)を参照し、都市農業の変遷過程を考察していく。

a) 新都市計画法（1968）～長期営農継続制度（1982）——— 都市化進展の時代

はじめに都市農地政策がとりあげられてくるのが、1968年の「新都市計画法」の制定によって、いわゆる「線引き」政策が行われ「市街化区域」（おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）と「市街化調整区域」（市街化を抑える区域で5年ごとに見直しをやる、市街化の予備軍）とに分けられ、市街化区域内の農地は耕作していても、農地とはみなされず「宅地並み課税」が課せられ、農地転用も農地法による転用許可から届け出制になるなど、国の農業振興政策からはずされるようになったときである。この時代は、「農地税制の強化」（宅地並み課税）とその対応策にせまられ、本来の都市農業としての営農や経営方式などの本格的な取り組みをするに至らず、農地税制対策とたえざる都市化の拡大による都市圧（高地価、高労賃など）に対する農地保全と農業維持対策の運動が展開されていた。

つまり、この時代の都市農業は急激な開発によって変化する都市の構造に対応しきれず、都市開発の波に押し出されそうになるところをなんとか対処し、踏ん張っている状態なのである。そのため、先述したように営農や経営方式などの取り組みがおろそかになることが多く、都市部において「農家」として生計を立てていくことは厳しくなった時代でもある。さらに都市開発を進める行政や都市で暮らす住民にとっては、農地そのものが邪魔になり、都市において農業は「いらぬもの」、「邪魔なもの」として認識されていたのである。

その後、農家側の農地保全と農業維持対策の運動の甲斐もあり、1975年の大都市計画法で、区画整理事業施行面積の30%以内について「生産緑地」「集合農地」の名目で農地を容認するようになり、都市化による市街化区域内の農地保全、農地制度の位置づけが行われるようになった。さらに同じ1975年に「農地等についての相続税納税猶予制度」ができ1982年から長期営農継続農地制度（10アール以上の農地で10年間を継続期間とし固定資産税を農地課税とする制度）が市街化区域内の農地と営農を容認するようになり、ようやく都市農業としての営農を認めさせることになった。こうして、都市農業の展開基盤ができ「市街化区域などにおいて、長期にわたり農業が営まれる、まとまりのある農地を対象に都市計画との整合性をはかりつつ、農業の維持、経営安定を進め、生鮮食料などの安定供給と良好な緑地空間の保全に資する」という都市農業の役割が定義されるようになった。

た。

b) 宅地並み課税の強化 (1987) ————— 宅地需要対象の時代

しかし、1987年以降再び農地に対する宅地並み課税が強化されるようになった。農家側にとっては都市農業の基盤ができ、都市農業の展開が期待され始めたかのように思われていたが、宅地並み課税が否定されたわけではなかった。これらに加え、都市における農業だけでなく、この時期では日本全体での農業の見直し論や農政・農協批判が相次いだのである。特に、都市地価の高騰を背景にジャーナリストたちの日本農業批判論が一段と声高になっていったのである。そして「都市地価高騰の原因は住宅地の供給不足にある」と捉えた週刊誌などが一斉に都市農業の廃止、農地の宅地転用を提言しはじめ、都市農業にたいする風当たりは一段と強いものになっていったのである。このように都市農業に対する新たな問題への対応として、都市農業を抱える府県では都市農業対策委員会による運動方針が1987年に相次いで採択され始めた。「われわれは農地に対する課税強化に反対し、都市農業を守り発展させるため、運動を展開してゆくものである」とし、次のような視点があげられている。

①都市農業問題は単に市街化区域内農地の問題ではなく、都市農業を守る立場から、運動をおこさねばならない。

②都市内の農業は一般の人の目にふれやすく、批判も出やすい環境にあり、農家、農協などが「誰が見ても農地として活用している」ことが分かるようにしなければならない。

③地域住民に対しては、「農業への理解を求めると同時に、都市環境整備に対する提言と行動が必要とされている」こと。

などがその内容である。

これらの提言を見て筆者が思うこととしては、都市農業を推進すべき立場の団体や人々からしても、都市農業は急速に進む都市の開発のなかで「守るべきもの」という受身の消極的な姿勢が根強く都市農業を展開していくという積極的な姿勢が弱いということである。この時代の都市農業の問題は、都市農業を圧迫するような都市農地政策のなかでどのように都市農地を守っていくかということよりも、それらを越えて開発が進む都市においてどのように農業を持続し、発展させていくかということを考えていくべきであったように思う。しかし、経済第一主義の社会の風潮なかで都市農地の早急な宅地化に主眼をおいている行政や都市住民からも「邪魔なもの」として認識されるようになった都市農業はなんとか生き残っている状況であり、積極的に都市農業を推進し、都市と農業が調和するような都市計画はなかったのである。

c) 生産緑地法改正（1991） ————— 都市のあり方の見直しの時代

その後、数年が経ち再び都市農業に光が見え始めたのは 1991 年の生産緑地法が改正されてからである。この時代になると、都市における豊かな生活や潤いのある生活が追及されはじめ、都市生活のなかの農地、農業の多面的機能、特に生活環境の保全や農業の役割が見直され始めるようになったのである。生産緑地法の改正は、都市と農業の調和、良好な都市環境の保全を狙い新しい生産緑地制度に切り替えていこうとする法改正である。旧生産緑地法では、生産緑地地区の指定要件に「公害又は災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設などの敷地の用に供する土地として適しているもの」とされていたが、この法改正により「農林漁業と調和した都市環境の保全」という言葉が生産緑地地区の指定要件に加えられたのである。つまり、市街化区域内農地などが良好な都市環境の保全に果たす緑地機能をさらに積極的に評価したといえる。さらに法改正により「保全する農地」と「宅地化する農地」とを区別し、「都市における農地などの適正な保全」が国および地方自治体の責務とされたのである。

ここで、「農地の保全」を国や地方自治体の責務としたことは大きな意義があるように思う。つまり、これまでの市街化区域の農地・農業問題は都市サイドでは、いかにして農地の宅地化や課税の強化を行うかに力が入れられており、一方の農業サイドがいかに、それを阻止するか、という繰り返しであった。この段階では、都市農地は単なる宅地の供給源であり都市農業の維持・保全など微塵も考えられていなかったといっても過言ではないだろう。そうしたせめぎあいのなかの 1 つの到達点として国や地方自治体に農地保全の義務を課したことは都市における農業が間接的に保証されたのである。しかし、この法改正もあくまで農地の保全に関する義務付けであり、都市農業をどう維持し展開していくか、都市と農業の調和の方法や都市農業の位置づけとしてはあいまいなものであったといわれている。

以上のように、都市における農業は社会の風潮や都市住民の人々のあいだでその都度、風向きが大きく変わり、安定した基盤もないまま都市化の波のなかで、なんとか生き残っている、今にもなくなってしまうようなものなのである。本論文では、この、今にもなくなってしまうような都市農業をどのように都市と調和させ、都市サイドや住民に都市において農業は必要なものとしての認識をもってもらえるよう展開していくのか考察していく。

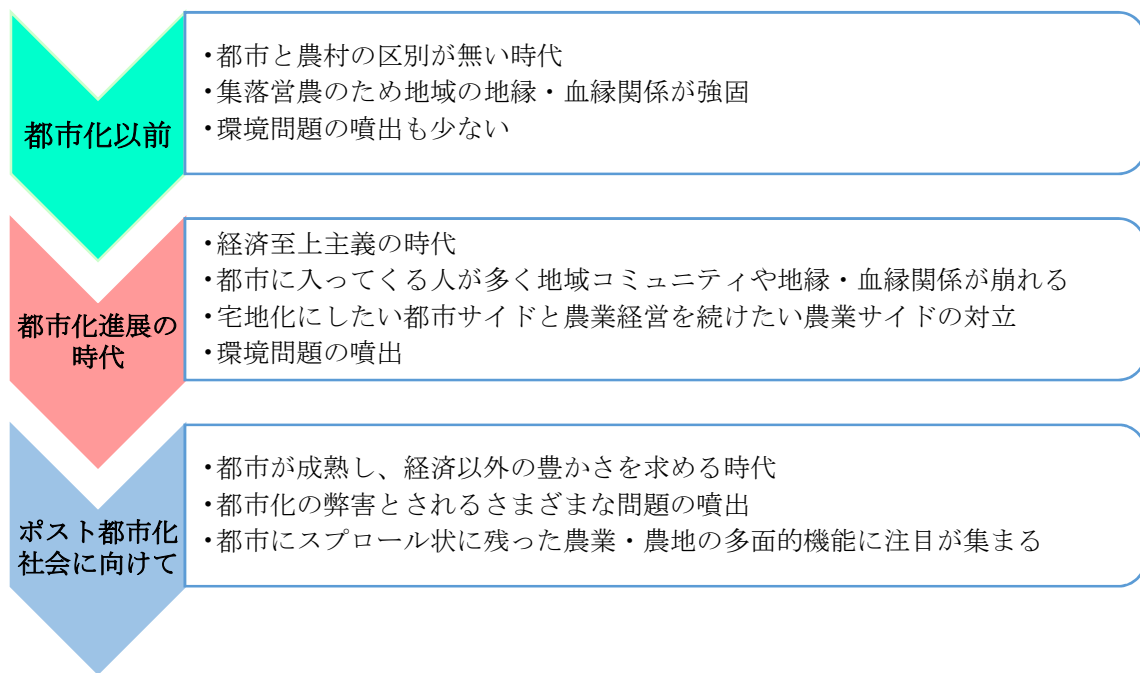


図 1-1 都市農業の歴史

1-3 都市農業・都市農地の多面的機能

本論文では題目にもあるように、ポスト都市化社会における都市農業の役割を農地の持つ多面的機能の役割に注目して考察していくこととする。そのためここでは都市農地の多面的機能に注目が集まるようになった背景を分析する。

先述したように生産緑地法が改正され、都市農業に光が見え始めた時代にまず初めに都市農業に期待された役割とは、生産緑地法が改正された際に付け足された「都市環境の保全のため」という言葉からも読み取れるよう都市環境や生活環境の保全のための都市農業なのである。生産緑地法が改正された 1991 年は、1950 年代後半から続く経済至上主義であった高度経済成長期がひと段落し、今までの急速な都市化のなかで後回しにされ、隠れていた「生活環境」の大切さを都市サイドが求めるようになっていったのである。また、バブル経済のはじけ、人々が「心の豊かさ」「真の豊かさ」とは何かを求めるようになった時期に主張され始めたのが「農業の多面的機能」である。

「農業」と聞いてまず初めに想像するのは何か。そう質問されればたいいの人が食料の供給と答えるのではないだろうか。しかし、農業は食料の供給だけでなくかなり多様な機能が備わっているのである。農林水産省のホームページには、「農業・農村は生きていくために必要な米や、野菜などの生産の場としての役割を果たすだけでなく、農業が継続して行われることにより私たちの生活にいろいろな『めぐみ』をもたらしています。このめぐみを「農業・農村の多面的機能」と呼んでいます」とある。具体的に農業・農村の多面的機能とは、「国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承

など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」のことである。

農業の多面的機能を主張するということは、簡単に言えば、農業が存在することによって、農業生産以外の多様な機能により、都市生活に寄与しているのだから、都市には農業が必要であるという主張である。この時代になると、今まで、都市の急速な発展のなかで都市サイドの主張におされ気味で、なんとか都市での農業を守るということに手一杯であった農業サイドが、都市のなかで農業がどんな役割を担うのか、農業の存在意義を農業サイドの個人的な意義から、都市的な意義に転換して主張したことになる。言い換えれば、この多面的機能の受益者は、都市サイド、つまり都市住民全体であるという論理が都市農業を存続するための重大なポイントとして考えられ始めたきっかけが、多面的機能論の主張なのである。現在でも農林水産省や東京都、横浜市などの自治体の政策において、農業の多面的機能論を根拠とする都市農業保全論が展開されている。

一般的な多面的機能論のなかで、都市農業が担っている役割は、主に 2 つ主張されている。そのうちの 1 つは、先述したように農林水産省のホームページでも取り上げられている、都市農業の果たす「生活環境保全」の機能である。ここでは、都市住民にとっての自然環境の保全ということであり、水・土の保全、大気の保全、そしてみどり空間の保全などでいずれも人間の生活にとってなくてはならない必要不可欠の生活環境を確保するための要素である。これは、都市農業の存続なしには、生活環境保全機能は十分に果たすことができないといえる。そのため、生活環境の保全と都市農業は相互に密接に結びつき合っているのである。急速な都市化の時代をむかえ、都市機能が充実し、経済的にも豊かになった都市住民は多いだろう。そのなかで、お金では手に入らない都市の環境や心の豊かさを充実させるための役割を果たすのが都市農業なのである。都市サイドのなかに、一定の都市農業の要素を組み込むことではじめて都市生活が保障されていくのではないだろうか。

そして、多面的機能論として主張されている 2 つ目の機能は、都市農業がもつ本来的な機能としての「生命産業としての農業」機能である。本来的な機能として主になる部分は、やはり新鮮で安全な農産物の供給である。そして、都市での農業は生産者と消費者の距離が近いというところに大きなメリットがある。都市農業は消費市場に隣接し、消費者ニーズなどの情報市場とも接近した地域で農業を営むことができる相対的に有利な条件なのである。地域で取れた農産物を地域の家庭で消費し、地域の人々の生命と生活を守る産業であるというところに大きな意味がある。（しかし、現在では都市農業従事者の販売農家数は減少している。）また、供給源としての都市農業の役割だけでなく、「生命産業としての農業」機能としては、コミュニティの希薄化が進んでいる都市地域において、地域とのつながりを醸成する場所でもあり、都市住民に安らぎをも与える役割を担っているのである。

これらの意味で、都市農業は都市住民の生活を支えているのであり、都市住民を含め都市サイドみんなが守り、維持していけることが望ましいだろう。都市農業の多面的機能、公益的機能の維持、保全は農業者だけでなく、いまや都市計画のなかで都市住民とともに

都市サイドが守らなければならない共通の資源なのであり、その支援組織が都市農業振興にとって不可欠の要因になっていると考えられる。

しかし、この農業の多面的機能論は、この多面的機能を農家の農業経営への還元システムが構築されていないために、農家の農業継続努力の結果を都市サイドが無償でこれを享受しているだけで、農家の農業経営には何の寄与もしていないという根本的な欠陥がある（東，2014，p45）とも言われている。

これからの都市農業の継続のためには、都市サイドから求められている、農業の多面的機能を今まで以上に積極的に都市住民の生活に結びつけ、「ただそこにあるだけの都市農業」からの転換が必要になっていくだろうと考える。つまり、都市に農業が必要であるとまではいなくても、都市に農業があることが都市サイドにとって非常にメリットのあることだという認識と、農業ならではの効果があるという認識を持ってもらうための取り組みが農業サイドには求められているのではないだろうか。先述したように、農業の多面的機能の農家の農業経営への還元システムが構築されていない一方で、都市住民にとっても農業の多面的機能を評価するようなシステムは無い。そのため、都市住民にとって、都市に農業があるメリットを享受しているという認識が少ないように思われる。

1-4 都市農業・都市農地の多面的機能の効果

単なる農産物の生産だけでなく都市地域社会の生活と生命を守る産業としての役割が期待されている都市農業をさらに細かく分けてみる。東（2014）はそれに「参加」することで得られる直接的な効果とそれに対する副次的な効果としての間接的な効果として分析している（pp.56～58）。次に挙げるのは、直接的な効果として挙げられているものである。

①レクリエーション機能

- 1) 農業体験：市民農園などで自ら農作業を体験し、労働と収穫を楽しむ
- 2) 収穫・賞味：農作業はしないが、もぎ取り園などで収穫を楽しみ賞味する
- 3) ふれあい：農体験を通して家族のふれあいの機会が増加し、絆が深まる
- 4) コミュニティ機能：市民農園に参加することで身近な場で交流を促進

②教育機能

- 1) 農業体験：学童農園などで自ら農業体験をし、労働の価値や生育の仕組みを知る
- 2) 青少年：子どもの農体験による青少年の健全育成・食に対する意識を高める
- 3) 伝統文化継承：農業とともに地域に伝わる伝統文化を学び継承する

③福祉機能

- 1) 健康増進：農作業による健康増進、メンタルヘルスに寄与する

- 2) 生きがい創出：高齢者などの生きがいとして農作業を楽しむ

④地産地消機能

- 1) 新鮮な農産物の供給：都市住民を消費者とする、鮮度の高い農産物の供給源
- 2) まちおこし：地域さんの農産物を地域のレストランで提供したり、ブランド化したりすることでまちおこしにつながる

また、それらの効果が十分発揮され、都市農業が継続されれば、間接的な効果として次のような効果も期待できる。

①都市の安全・防災機能の向上

- 1) 避難空地：災害が発生した場合の避難場所となる
- 2) 気温の低下：都市部で問題になっているヒートアイランド現象を緩和

②自然環境・生体機能の保全

- 1) 生物多様性の保全：都市における貴重な緑地の確保による生き物のすみかの提供
- 2) 水の浄化：都市農地の土壌が雨などの栄養分を分解することで川や海の赤潮を防ぐ

③景観創出機能

- 1) 一定の広がりのあるみどりの空間を作る農地はゆとりある空間の創出につながる
- 2) それぞれの地域に個性を与え、その地域ならではの景観を創り出す

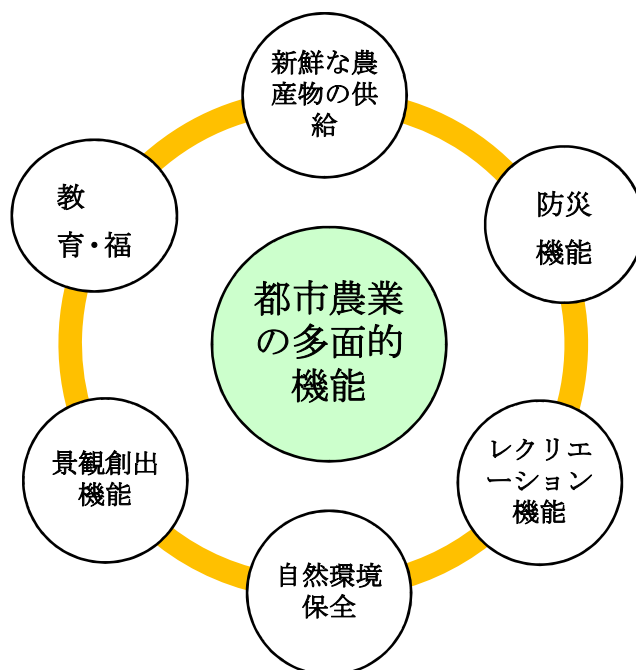


図 1-2 農業・農地の多面的機能

以上のように、都市農業が継続されれば、農業に関わり「参加」することで得られる直接的な効果と、都市農地が「保全」されることで得られる間接的なさまざまな効果が期待できることから、地域にとっても農業の存在は重要になってくるのである。都市農業によって得られる効果を「直接的な効果」と「間接的な効果」に分け、さらに細かく分けると次のように考えられている。

I 「直接的効果」

直接的効果は、農業生産的効果と農業体験的効果に分けられる。農業生産的効果はその地域固有の農業保全効果と、その地域における食糧安全保障効果に分けられる。固有農業の保全は、地域特産物の保全につながる。食糧安全保障は、非常時の食料確保や安全安心食料の確保につながる。農業体験的効果は、生産体験と活動体験に分けられ、生産体験は趣味娯楽としての体験や農業技術の習得につながる。活動体験は教育や福祉の場面で活かすことができる（東, 2014, pp57~58）。

II 「間接的効果」

間接的効果については、環境保全効果と文化保全効果に分けられる。環境保全効果は、さらに環境の確保と安全の確保に分けられ、環境の確保には日照や通風の確保と生態の確保につながる。安全の確保には防災および避難の確保につながる。文化的保全効果はさらに生産的効果と生活的効果に分けられる。生産的効果は農業施設の維持や農業景観の維持につながる。生活的効果は伝統芸術の伝承や民芸品作成の伝承につながる（東, 2014, p58）。

1-5 都市農業の現状

以上の部分までで、都市農業の変遷と都市農業が注目され始めた背景を考察してきた。ここでは、農林水産省が5年ごとに調査している農業センサスをもとに都市農業の現状と問題点を考察することで改めて、今後の都市農業の方向性を考えるための要素としたい。参照する資料として、2015年に農林水産省が調査した農業センサスの結果を、筆者が部分的に抜き出し全国と市街化区域内農地面積の割合が最も高い東京都、それから本論文の調査対象である横浜市のある神奈川県の数値を都市農業の特徴を示すものとして捉えることとした。

表 1-1 都市農業の現状

単位 (%)

	全国	東京都	神奈川県
販売農家	50.0	80.3	73.3
農業労働力 150 日以上	45.2	73.7	53.0
同居農業後継者がいる	29.9	37.9	34.5
販売金額 500 万円以上	13.9	13.4	18.4
65 歳以上割合	56.2	64.6	65.2
耕作放棄地	54.8	24.5	46.0

(出典) 農林水産省農業センサス 2015 より筆者作成

都市農業は問題点ばかりが指摘されるような厳しい環境にあることは言うまでもないが、その一方で都市農業が充実している点もある。農業従事者の状況が最も端的にそのことを示している。農業専従者がいる販売農家の割合は東京都で 80.3%、神奈川県で 73.3%と全国の 53.0%に比べてきわめて高い。また、販売農家の農業労働力が 150 日以上の農業従事者の割合も東京都は 73.7%、神奈川県は 67.2%と全国の 45.2%と比べて高くなっているのである。さらに、農業後継者の有無別農家数を見ても、同居農業後継者が「いる」と答えた割合が東京都では 37.9%、神奈川県では 34.5%と全国の 29.9%より高くなっているのである。これらは、都市における農家の雇用労働力の比重は、絶対量の数では少ないが相対的に見れば全国的に比べても都市部においての農業が全国的に見ても劣っていないということが言えるだろう。そして、販売金額の売り上げを見ても、500 万以上稼ぐ農家の割合が全国の 13.9%と比べても東京都は 13.4%、神奈川県では 18.4%となっており販売金額の面から見ても全国的に劣っていないということが分かる。

次に、都市農業の抱える問題である。都市農業だけでなく日本の農業全体的にみても一番の問題点として取り上げられることが多いのは農家の高齢化の進行である。農家の年齢別農業経営者数をみると、65 歳以上の割合が全国では 56.2%であるのに対し東京都では 64.6%、神奈川県では 65.2%と他の都道府県と比べても高齢化率が高いことが分かる。また、農地の減少は 1975 年までのように極端ではないが減少率は現在でも都道府県全体の減少率よりも高くなっている。その上、農家の減少率も他の都道府県と比べ高くなっているのである。

そして、高齢化率の高さや都市農家の減少とともに問題となっているのが耕作放棄地の問題である。耕作放棄地のある農家数は全国では 54.8%、東京都では 24.5%、神奈川県では 46.0%と全国に比べ東京都、神奈川県では少ないように見えるが、農地転用の条件であ

る都市農業では、農業の縮小・後退は耕作放棄地としてではなく転用、つまり耕地面積の減少となるからである。さらに、市街化区域内の農地については、生産緑地は耕作が義務付けられている。荒らしておけば周囲の目もあるうえに、具体的に農業委員会の指導もある。そのため労働力が不足し、耕作が困難になった場合、生産緑地では耕作放棄という明確な姿をとるよりも粗放利用されることになる。このように都市農地の場合には、耕作放棄地としてではなく農地面積の減少や粗放農地・低利用農地として問題が現れてくるのである（後藤，2003，p49）。

ここで都市農業の現状を改めて整理すると、都市で農業に従事するものの数をそのまま読み取ってしまうと都市での農業従事者は圧倒的に少ない人数になってしまうが、農業専従者や同居農業後継者、販売農家の販売規模は全国的に見ても劣らないのである。しかし、そもそもの都市農地や都市農家の減少が他の都道府県と比べ進んでいるのである。それは、都市の農業のなかでも格差が生まれているとも捉えられるのではないだろうか。都市において農業を営むなかで後継者や販売規模がある程度、確立されている都市農業は継続していく。一方で、農業従事者の高齢化が進むうえに都市農業ならではの市街化区域・市街化調整区域のなかでの農業の様々な制約があるなかで、農業を継続することが難しくなり農地を手放していく農家もある。都市における農業では後者のほうが多いのではないだろうか。

しかし、現在では都市農業の多面的機能論から都市農業に対する期待は大きくなっているのである。その期待は、安全で新鮮な農産物の供給という従来の農業の概念を越え、環境や教育、さらに農業・農地との触れ合いによる健康維持、地域コミュニティの再生などにまで都市農業への期待は広がっていつているのである。今現在、各地でみられる多様な取り組みは、これらの期待に応える形で都市農業が変化してきているということだろう。しかし、それらはまだ模索段階であり、市街地のなかで本当に都市農業が展開されていくのか、都市農業の存在意義が認識され始めているという段階を超え、その存在意義を確立することができるのかという過程の段階であるのだろう。そのような段階において、従来の都市農業の概念を越えた、新たな都市農業の展開には農家だけの取り組みでは不可能で、行政や市民の協力が必要不可欠であることは明白である。

第2章 都市農業の比較 -欧米型都市農業からみる日本の都市農業-

第1章では日本における都市農業の変遷を都市化の進む社会のなかで、その位置づけがどのように変わってきたのか、どのような現状にあるのかということを中心に論じてきた。

この章では、日本の都市農業の特徴を改めて洗い出すために欧米諸国において、都市農業がどのような位置づけにあるのか、また都市農業に求められているものは何であるのかということ考察し、日本の都市に活かせる都市農業の姿を考察する第3章の土台とした。

2-1 欧米型都市農業の変遷とそこから見える日本の特徴

世界における都市農業は1940年代から、都市化の急速な進展により変化していった。都市化の急速な進展によって、都市農業を取り巻く環境が大きく変化していったことについては日本と変わらないが、都市化の進み方が日本の都市とは様相が異なるのである。

アメリカでは1960年代後半から1970年代前半にかけて都市の成長管理論が唱えられるようになった。都市の成長管理論とは、「生活の質の向上は、あるときには成長を促進することによってではなく、むしろ成長を制限することによってなされる」という観点から「開発の速度、量、タイプ、場所、コストに影響を及ぼそうとする行政の意識的な政策である」（2003, 後藤, p28）。この政策論は一時期否定されていたこともあったが、1980年代になると再び盛り上がりを見せるようになった。1989年代になると、アメリカでは都市の拡大を無条件に許可するのではなく、都市の拡大・成長を抑えていったのである。その際に、都市景観の保全をしっかりと考えた政策を行ったため、日本のように都市の中にスプロール状に農業が残ることがなかったのである。

また、ヨーロッパにおいての都市計画は、土地所有は市民社会に対してはその社会的利用規制に服すべきものとされ、その前提として全国的な「建設（開発）不自由」の原則があり、初めから都市景観の保全を第一になされた都市計画が実行されていた。そして、建築不自由の原則は自治体の土地利用計画の樹立をもって始めて解除することが可能であるため、「計画なければ開発なし」の原則が生まれることになった。そのためヨーロッパにおいても都市のなかに農地が残ることがなかったのである。

都市計画の違いの結果を簡潔に言えば、欧米の都市では高密度の区域が都心部に狭く形成されているのに対し、日本の都市は低密度の市街地が広範囲に広がっている。これは、計画に基づく都市づくりが不十分なために、安い地価を求めて市街地が外延的に広がっていったためにもたらされたものである。このような都市の計画の違いのため、市街化された区域のなかに都市農業が存在するのは日本の都市の特徴なのである。つまり、欧米諸国では「都市は都市」と割り切った都市計画を早い段階から行っており、都市と農村の峻別

を図ることに成功したのである。

そのため、「欧米諸国の都市に都市農業はない」といわれることもある。しかし、その欧米諸国でも農業が都市に存在することで発揮する多面的機能に注目し、都市のなかに農的な空間を取り戻す動きが見られている。日本の都市で起きた一連の流れと同じように、欧米諸国でも「生活環境の大切さ」や「真の豊かさ」を求める動きが出ているのである。

日本の都市農業の変遷と欧米の都市農業の変遷を比べると、都市計画の違いのため、欧米諸国の都市では、農業がいったん都市からほぼ完全になくなったがその後の都市環境の悪化や都市生活に経済だけでない豊かさを求める動きから、都市に農地を戻す動きが出ている。一方で日本では都市計画の不十分さから都市に農地が残ったが、その残った農地が今の都市生活に必要とされ都市と農業の調和する社会が模索されているのである。都市において農地があるという状況までのベクトルは違うが、都市化の急速な進展がひと段落した先進諸国の都市に農地が求められていることには変わりはないのである。それは、多くの都市農地が残存する日本の都市はこの特徴を十分に発揮し得ることができれば、都市と農業が調和する新たな都市像を作るきっかけになるのではないだろうか。

2-2 欧米型都市農業のモデル

ここでは、先述したように都市に農業を取り戻そうとする動きがある欧米諸国では都市農業がどのような役割を期待されているのか論じることで、都市農業の可能性を改めて考察することとする。この章ではジェファニー・コックラル（2014）を参照しながら述べていく。

急激な都市化を経て、その後のさまざまな弊害から都市における農業の多様な役割に期待し、都市に農業を取り戻す動きをみせる先進諸国・欧米諸国であったが、各国のそれぞれの経済発展や自然状況の違いから異なる課題が生まれ、異なる都市農業の形態が生まれた。現在の代表的なモデルは、アメリカを代表とする経済的機能傾斜モデルとドイツを代表とする生態的機能傾斜モデルである。

アメリカでは急速に発展した都市化と工業化を背景に農業と工業が結びついて発展した。そのため、アメリカの農業は他と比べ大規模な農業である。先述したように、欧米諸国では高密度な区域が中心部に狭く形成されているため、日本のように都市のなかに点々と小さく残っている農業とは少し違う形の都市農業である。そのため、アメリカの大規模な都市農業では、農業と関連する社会システムが完備され、農産物と生産と物流の展開が確保されているため都市農業の役割としては経済的な機能を主としている。

一方ドイツでは、都市化、工業化がもたらした騒音、環境汚染を軽減し生存環境を改善するために、郊外に立地し市民が直接に耕作と管理に参加できる市民農園を建設した。この動きが、都市において農地を取り戻そうとする動きである。そのため、ドイツ型の都市農業では、アメリカ型の都市農業と違い大規模で生産をメインにするのではなく、市民農

業として景観や環境保全やレジャーなどの多面的機能を主とする形態を取っている。

この 2 つの代表的なモデルケースをみて、日本のポスト都市化社会における都市農業に近い形は、ドイツ型の生態的機能傾斜モデルであると考えられる。先に都市農業の現状の章でも述べたように、高齢化や跡継ぎ不足などの問題から、農地の転用が進む上に、都市農家はもともと経営面積の少ない農家が多いため、販売農家率は低く、自給的な農家が多い。ここで、ドイツ型の生体的機能傾斜モデルであり、都市に農業が根付いている二つの国、フランス・パリとイギリス・ブリストルの都市農業の変容を紹介する。この 2 カ国における都市農業の変容から、都市と農業が調和する社会の共通項を探したい。

まず、フランス・パリにおける事例である。パリは洗練された大都会でありながら農業が盛んであることでも有名な都市である。パリでの都市農業は 19 世紀に進化を遂げた。19 世紀後半のパリには 1400 ヘクタール（当時のパリの面積の六分の一）もの農地があり、約 8500 戸の小規模な都市農家が高品質で価値の高い農産物を生産していた。しかし、19 世紀末になると工業化が進み、パリ市内ではほとんどの輸送手段が馬から自動車へ移行したため、農家は農産物を作る肥料になる馬糞を入手しにくくなり、都市農業は急速に減少し、ほとんど廃業したのである。しかし、いよいよ消滅しそうになった頃、それは以前のパリ市内で行われていた都市農業とは形態を変えたものの、再び盛り上がりを見せるようになった。1899 年には「ゲリラ・ガーデナー」と呼ばれるグループが登場した。彼らは、空き地になっていた工業用地や放棄されたままの土地で所有者に許可なく農作物の栽培を始めた。「グリーン・ハンド」と呼ばれたこの運動は、数年後には行政からも公式に認められ、現在ではパリ市公認の「コミュニティ・ガーデニング支援団体」へと発展している。こうして、フランスの首都・パリで農園作りが復活したのである。

次に、イギリス・ブリストルの事例である。ブリストル市の「ウォータークレス（クレソン）通り」は、以前は水中や湿地に生育するクレソンが実際に自生していた。1910 年には住宅地になったが、その後、雨水用の排水路を建設するために撤去された。そして 1980 年には地元市民の要請により、市議会からの支援を受けてブリストル市で 2 番目の都市農園として再開された。ブリストル市では、そのほかにも小さな農場を開設し、その農場を通して都市部の地域社会に直接的な人間関係を築くとともに、農地・食料・食育・緑地の拡大などさまざまな面で都市に寄与している。さらに、2001 年からチャールズ皇太子も支援を始めたのが、イギリスにおける都市農園の主要な連合体「都市農園・コミュニティガーデン連盟」である。イギリスにおける都市農園は次々に開設、又は準備段階に入りその規模は拡大し続けている。どこも、入園料は小額だが、個人からの寄与や公的な助成を受けて、治療回復を目的とした園芸療法や農作業を行っている。社会的に不利な立場にある人が犯罪に走ることや貧困に陥ることを予防する事業、身体や精神に障害のある人々のための事業を実施し収入を得ているのである。イギリスにおける、市民菜園運動の全国組織である「全国市民菜園・ガーデニング協会」によれば、市民菜園の第一のメリットは健康的に身体を動かすこと、第二に仲間とのつながりができることである。この 2 点は確か

に大切だが本来の市民菜園にとっての最優先の目的ではないだろう。このような傾向から見ても、都市農業の位置づけが、地域における市民の憩いの場となっていること、つまり農業の農産物供給の機能に終始する傾向ではなく、その他の機能にメリットを見出され都市農業が復活しているということが明白になっているのである。

フランス・パリの事例とイギリス・ブリストルの都市農業復活の事例を見ると以下の共通点が見られる。

①形態を変えた都市農業としての復活

都市化がひと段落したポスト都市化社会において、人々が都市での生活に求めている「憩いの空間」や「人と人とのつながり」を実現する場として都市農業が求められている。時代と人々のニーズにマッチしたものが市民農園などの、地域住民を巻き込んだ形での都市農業の位置づけだったのである。

形を変えた都市農業として有名なものといえば、例えば、ドイツの「クラインガルテン」である。日本では市民農園や、市民菜園といわれるものと近いものであるが、ここでは野菜を作ったり果樹を栽培したり、芝生などの栽培も行う。クラインガルテンは当時、工場労働者の環境が非常に悪く、健康を害する子どもが多かった。そういった人たちの健康回復の手助けをすることがひとつの目的であった。それが大人の関心をひき家族の楽しみになったのである。これは、農家の農地を借りているわけではなく、クラインガルテン協会が管理し、市有地など都市計画に位置づけられた都市の緑地であり、利用期間もかなり長期である。

また、イギリス・ロンドンでは「シティーファーム」というものが存在する。これは、都心で家畜を飼い、野菜を育て、生きる知恵を伝える農場のことである。再開発用地や企業の遊休地などを利用して、NPO 団体や地域住民の手で育まれており市民が気軽に親しめる場所として広まっている。ここでは、ただ楽しむだけでなく、環境教育にも力を入れており、農業体験、ごみの資源化、生態環境の保全などの子どもの学習の場にもなっている。

以上のように、欧米諸国において、都市で求められている農の役割とは、生産機能というよりも憩いの場としての機能なのである。

②行政の支援や支援組織の存在

フランス・パリの事例にしてもイギリス・ブリストルの事例にしても、どちらも行政の支援やコミュニティガーデンの支援組織がしっかりと構成されているのである。行政からの支援や社会的援助が受けやすく、主要な組織が社会に根付いているがゆえに、将来の見通しも立てやすく市民農園の登録団体数も増え、その存在が住民にとっても受け入れやすく、むしろそれ以上に、参加したいものとして認知されているのではないかと考える。

日本では農家が農業を運営することが当たり前のようにになっているが、欧米諸国では市民が都市で農業を楽しんでいる事例が多く存在するのである。

②において述べた行政の支援や支援組織の存在は、都市農業が市民農園として復活するためには、最重要課題であると考えられる。日本では、未だに都市農地は私有地にある場合が多く、農家自身の負担が大きすぎるといった難点がある。しかし欧米諸国では、都市農業・都市農地を含めて都市であるとされ、都市計画の一部として支援されることが多い上に、「アクセス権」が常識化されている国が多いため、私有地にでも立ち入りやすいという条件が整っているのである。さらに、都市空間における農的空間の「憩いの場」としてのメリットが認められているという事情もあり、その存在意義が確固たるものになっているのである。この点が日本との大きな差である。一度は都市から農業が廃れてしまった欧米諸国に対し、日本では都市に農地が残っているにもかかわらず、都市の農地利用は現状では欧米諸国に比べるとまだまだ模索段階なのである。

しかし、残地農業である日本ならではの課題がある。それは、農家として生計を立てていこうとする人がいるということである。欧米では生業として農を活用するのではなく、都市のなかでの農の役割は憩いの場としての役割なのである。そのため、市民組織が動きやすいという事情がある。しかし、日本の場合は農地を活用するためにはまず、農家の許可が必要になるのである。そのため、行政が介入し都市と農業をつなぐ取り組みが必要なのだが、それが日本の都市で農業を市民的利用として開放する難しさになっているのだろう。

表 2-1 日本と欧米の比較

	日本	欧米
農地	残地農業	都市と農の区別を徹底→取り戻す動き
主体	行政の買取or農家	市民組織
利用期間	短い	長い
農家の存在	いる	ほとんどいない

第3章 都市と農業の調和

3-1 ポスト都市化時代に都市農業を考察する意義

ポスト都市化時代では、都市は拡大し発展し続けるものという従来の概念から、これからは地域の特質を活かし住みやすい都市が求められているのではないかと考える。つまり量的なまちづくりから質的なまちづくりへと転換する時代に入っているのである。

三大都市圏では高度成長期において人口および諸機能の集中が進み、森林、農用地、原野面積は減少し、次第に住宅地、事務所、店舗や道路などの都市的な土地利用に転換されてきた。しかし、近年の国民の価値観の変化にともない、安らぎや潤いを都市居住の場にもとめるようになり、大都市圏においても緑化活動などへの参加が多く見られるように、人々の自然環境に対する欲求が増大しているのである（消費者庁『都市化と生活』より一部抜粋）。

http://www.caa.go.jp/seikatsu/shingikai2/kako/spc10/houkoku_d/spc10-houkoku_d-4_3_4.html#5

このような時代に、それまで過渡的な存在として扱われてきた都市に存在する農業に対しての評価も改めてするべきなのではないだろうか。これまでの都市化時代のような都市農業に対する対応ではなく、日本の都市に、日本ならではの形で残存する農業を「消え行くもの」ではなく「存在するもの」ということを前提として都市と農業が調和する新しい都市生活の形を考えることは農業サイドにとっても都市住民にとってもメリットのあるものとなるのではないかと考える。

3-1-1 都市化の弊害の進展

では、具体的に都市化の進展により、都市において何が変わっていったのだろうか。都市化の進展によって失われたそれまで都市生活を「都市化の弊害」と捉えると、都市化の弊害は段階的に進展しているといわれる。

1 段階目—自然環境・都市環境の悪化

都市化の弊害としてまず初めに言われることが環境問題である。緑地の減少や人口の急増化による「都市気候問題」であるヒートアイランド現象や大量生産・大量消費・大量廃棄による大気汚染や土壌汚染などが問題としてでてくる。また、都市農地や緑地が減少することでオープンスペースが減少し、防災空間や延焼防止機能の喪失にもつながるのである。この段階は主に物理的な問題がでてくる段階である。

2 段階目—地域システムの崩壊

次に、物理的な問題に加え社会的な問題が発生するのがこの段階である。都市化が進展する以前の地域は地縁・血縁関係に根付いたコミュニティ機能が地域において発達していた。また、農家が多い地域は自分達の地域を大切にする風習があり、先祖代々つながれてきた慣習を維持する傾向にあり、地域コミュニティや家族の機能は強固なものであると考えられる。

しかし、都市化の進展により都市への移住者が増え、地縁・血縁の関係など一切関係なくなるうえに、単身世帯の増加や、核家族の増加など地域コミュニティの希薄化だけでなく家族の形態までもが変化するようになった。

そのため、地域活動の消滅や、共同作業の協力者の減少、地域共同体意識の欠如、地域文化の消滅などの弊害が生まれ始めた。

3 段階目—地域の衰退

そして、最終的に物理的な問題と社会的な問題が重なり地域の衰退につながっていくのである。ここで言う地域の衰退とは、地方地域や過疎地域のような経済的な衰退という意味ではなく社会的かつ心理的な衰退である。地域共同体の意識が欠如している地域においては多数の孤立した人々が生まれる。それは少子高齢化が顕著である日本の都市においては深刻な問題になっている。なかでも高齢者の引きこもりの増加は身体的にも心理的にも悪影響を及ぼすだろう。都市化の進んだ地域では町内会さえも無い地域があるため、地域交流の場がなく自らの意思ではないが、孤立してしまっている人々がいるのである。さらに、その地域に根付いていた風習は完全になくなってしまうということも考えられる。

3-1-2 都市化の弊害と都市農業の活用

3-1-1 で述べたような都市化の弊害と都市農業がどのように関わるのか、都市化の弊害対策としての農業の役割を考察していく。

まず、都市化の弊害の第 1 段階に現れる環境の悪化に対応する都市農業の活用意義としては、農家と協力することで屋敷林や農業用水路の維持などをはかり生態系を保全することができる。また、市民的利用や援農活動を積極的に行うことでみどりに関わる機会の少ない都市住民をつなぐ場所を作ることができる。

第 2 段階目に現れる地域システムの崩壊としては、地域共同体としてその根幹を担ってきた農業者のコミュニティを利用することができれば都市農業を保全しながらも地域交流を図ることができる。さらに、地域文化の継承という点でも、農業の特徴である老若男女誰もが参加できるというメリットを活かすことができれば十分に可能になるだろう。そのうえ、地縁・血縁関係が薄くなってしまい、安全面に不安が残る現代の都市において子どもからお年寄りまで顔見知りの関係をつくる重要な場所となり得る。

第 3 段階目に現れる地域の衰退に対応する都市農業の活用とは、高齢化が進むなかで老年寄りが気兼ねなく参加できる場所として農業は有効に機能することだと考える。他の交流活動ではスポーツや囲碁・マージャンなどさまざまな交流の場が考えられるが、初心者だと参加しづらい場合が多いかもしれない。しかし、農業はほとんどの人が一から始めるうえに身体を動かすため、健康維持にもつながる。また、地域を良く知る農業者との交流も生まれるため地域交流の活性にもつながる。高齢者になるとどうしても引きこもってしまうということが多くなると考えられるため、気軽に参加できる場所で地域交流をしたり、生きがいを見つけたりすることができれば、超高齢化の社会の大きな問題となっている高齢者の孤立化に大きな意義を持つことになると考えられる。

以上のように、日本の都市において残存してきた特有な都市農業という地域資源を活用することは、ポスト都市化時代において都市化の弊害を解消する手助けになる可能性を秘めているのである。そのため、やはりポスト都市化時代に都市農業の活用を考える意義はとても大きいだろう。

3-2 これからの都市農業の形

先までの章でポスト都市化時代に都市農業を考察する意義を述べてきた。ここからは、ポスト都市化時代に都市と農業が調和するまちをどのようにつくっていくか検討していきたい。

急速な都市化の時代が終り、農林水産省が平成 24 年度に都市に暮らす住民に向けて行った「都市農業・都市農地に関するアンケート」の結果によると、都市農業・都市農地の保全に関しては、約 8 割が肯定的な意見を述べている。さらに、それらの約半数は 10 年前と比べて保全への思いが強まっていると回答しているのである。そのうえ、農地維持に必要なとなる公益的施設の管理（水路の清掃・草刈など）については約 7 割が参加したいと回答しているのである。ただし、参加したいと回答しているものの「日常生活に利益があると納得できれば」、「楽しめるイベントがあれば」、「手当てが支給されれば」などの条件付である場合が多くなっているのも特徴である。このように、都市農業・都市農地の保全への肯定的な意見が挙がり、暮らしのなかで「農」を楽しみたいという思いが強まっているものの市民農園などで農産物を栽培してみたいとの回答は約 3 割しかいないのが現状である。

一方で、市街化区域内に農地のある市区町村 627 の農政担当部局を対象としたアンケート調査では、市民農園・農業体験農園などの農業体験の場の提供について、以前（10 年前）と比べて市民の需要が高まっていると回答した自治体が全体の 6 割である。また、今後もニーズが増加すると見込む自治体が全体の 6 割ある。このような状況を受け、回答市区町村のほぼ半数が、農業者・NPO によるものを中心として市民農園・農業体験農園の開設を進めていく方針であると回答している。

このアンケート調査をみると、都市住民にとって都市農業・都市農地は大切だという認

識はあるもののそれを保全するのは自分の役割ではないと考えている人が多いのだろう。その一方で市民農園・農業体験農園などの農業体験の場に参加したいと考えている都市住民の割合も以前に比べ増加しているため、もともとの市民農園や農業体験農園などの開設数が少ない日本の都市では農業体験の場が足りていないという現状もあるのだろう。

これからの都市農業は、都市サイドの要求に応えるだけの農業でもなく、農家サイドの自己都合の農家でもなく、都市住民とともに生きる農業への転換が求められるうえに、都市住民になんとか保全すべきであると思われるような農業の形ではなく、都市住民に必要なだと思われるような農業、そして都市サイド的にも重要とされる農業への転換が求められているのである。では、これからの都市農業にはどのような要素が求められているのだろうか。

①都市住民を引き込む農業

住宅の密集する都会での農業のあり方は、地域に貢献し、地域住民に親しまれるとともにその必要性が認められなければならないのである。そのためには、都市住民に開かれた農業をすべきだろう。その例として、休憩所として常時解放されている施設の設置や各種イベントの開催などがある。また、都市住民が都市農業に求められている機能として、環境・景観保全の機能があるということから、ハウスを建てることを控えたり、垣根は中が見えるように低木にしたり、つげの木の造形園、自動浄化装置による雨水の農業用水への利用などといった工夫をしているところがある。

また、都市農業は各世代にとって次のように意義のあるものになるだろう。

I) 中高年世代

- ・健康な老後のため、体力の維持や向上のために外出の機会を増やすために援農や市民農園などによる貢献
- ・定年後の生きがいつくり、地域住民との交流を深めるために近隣で知人や友人を増やすために市民農園、福祉農園などの提供による貢献

II) 若者世代

- ・単身世帯が増加する若者世代に向けて、地域に関心を持ってもらうため、さらに地域の人々との交流を図るための場の提供
- ・小さな子どもをもつ若者世代が家族で気軽に楽しめる場所としての学童農園などの提供

②若い世代を引き込む農業

都市農業の農業体験などに参加したいと答える人や、実際に参加している人をみると、圧倒的に年配の方が多くことが伺える。農業の担い手の高齢化だけでなく、農業に関わる人々自体も年配の方が多くということが現状なのである。農業の特徴的な機能として、老若男女誰もが楽しめるという機能を持っているということは先に述べたとおりである。その特徴を發揮し、都市農業を通して地域社会の活性化を図るためには若い人たちの力も必要不可欠である。さらに、子育て世代や福祉にも利用が広がるよう取り組みの向上を促進させる必要があるだろう。若い世代が都市農業を評価し、農業がある都市に喜んで居住するような地域社会になるような方法を模索すべきである。

③市民に開かれた都市農業・都市農地

農家の高齢化、担い手不足などですでに都市農業の継続が難しくなっている農家が多い。しかし、農地を手放したくない農家も多く、できるだけ地域に貢献したいと考えている農家も多い。一方で、市民農園などで農体験をしたいと考える住民も少なからず増えている。需要と供給の一致を見逃さず、両者の希望を活かし、農家の財産権を保障しながら都市住民に農地を開放する必要がある。

以上のように、都市農業存続のためには、農業サイドも都市に必要な農業へと転換すべきである。農業を継続使用と考えている農家は都市住民・都市サイドから必要とされる農業へと転換していかなければならないのである。その一方で、都市サイド・都市住民も都市農業存続のためにはそれなりの支援をしていくべきであろう。従来のように、都市サイド対農業サイドのせめぎ合いのような対立構造になってはならない。また、農業の多面的機能の恩恵を一方的に享受することはあってはならないのである。都市と農業の調和には、農家、都市住民、行政などさまざまなアクターの協力が必要なのである。

3-3 都市農業成立の要素

都市農業が多面的機能を持ち、都市サイドや都市住民もその恩恵を受けているということから都市農業・都市農地は農家の個人的な経営方式ではなく都市住民に開かれた共通資源となりつつある。では、都市農業がそのような多面的機能を担う役割を果たしている農業であるが、一般的に言われている地域農業と都市農業は何が違うのかということが問われるだろう。

一般にいわれる地域農業は、より高い技術と生産力の発展を第一に、大量生産、大量流通、大量販売を軸足として展開される農業で、地域を1つのトータル的な経営体を作り上

げていくところにあるとされている。したがって、生産能率の高い産出サイクルを実現するために、資本構成を高め、常に市場競争を念頭に組み立てられている農業なのである。よその産地はつぶれても、我が産地はどう生き残るかが決定的な要素になっているのである。つまり、産地間競争のなかで生産され、そこで生産された農産物は直接その住民に供給されるわけではなく、大都市や中央市場出荷対応の農業になるのである（竹中・二木，1993，pp73～75）。この農業の形は、いわゆる生産適応型の農業である。

一方で、都市農業は生産者の顔が見える、安全安心な野菜であり、隣接する都市住民との直接的な交流をもとに成り立っている農業であり、いわゆる需要適応型農業である。都市農業は数多くの都市住民である消費者が身近にいるため、都市住民のニーズのキャッチが大事であり、そのニーズを組むことなくして都市と農業の調和、地域共存型農業は始まらないのである。その、都市農業を成立させていくためのキーワードとして、以下のことが考えられる。

①「場所性と機能性」

東（2014）は都市農業存続の要件として「場所性」と「機能性」を挙げている（pp.76～77）。それは、都市農業が成立し存続していくためには、必要な場所にあるという「場所性」と、必要な機能を果たせるという「機能性」の大きな2つの要件があるということである。場所性とはかならずそこになれば機能しない「必要的場所」性と、一定の許容範囲であれば機能する「便宜的場所」性がある。必要的場所としての農業は、空き地確保農業として防災・避難機能を提供することができることや、移動不能農業として地域固有種の保全や伝統文化の保全などがある。

便宜的場所としての農業は、近隣住民が利用できるある程度の範囲内にある「利用圏域農業」と、老人や子どもなどが利用できる範囲内にある「利便圏域内農業」が存在する。このような場所性を考慮した都市住民との共存的農業を展開する必要がある。

機能性は、そこで求められる機能を、農業によって発現することを求められるものである。必要性を満たすものとして、ある程度の規模がないと機能しないという「規模」の問題と、都市にあるべき必要性に応えられる農業という「用途」の問題がある。規模の問題は「必要的規模」として避難や防災に対応できる規模と、「便宜的規模」として農業体験などの対応ができる規模がある。

用途としては「関連性」として、身近な利用ができることに意味がある農業と、「固有性」として、都市であるからこそ、そこで成り立つ農業が挙げられている。

②地域活性化につながる都市農業

これからの都市農業は都市住民のほうを向き、都市住民に開かれた農業が必要であると

述べてきた。その内容は多岐に渡っており、地域共存型農業の多様性として、東（2014）によると大きく分けて「生産主体」の都市農業の形と、「体験主体」の都市農業の形に分けられている（pp.84～85）。

都市住民のほうを向き地域活性化につながる都市農業は、主に「体験主体」の都市農業であるとする。体験主体の都市農業の形は、「農業体験的」農業と「環境文化体験的」農業に分けられる。農業体験的農業はさらに、「生産体験」と「作業体験」に分けられる。生産体験は、自らひと通りの農作業をする市民農園と収穫作業のみを行うもぎ取り農園がある。作業体験としては学童農園などの教育的農園やリハビリテーションを目的とする福祉的な農園が考えられる。

環境文化体験農業は、さらに「伝統行事」の体験と「生態環境」の体験に分けられる。伝統行事体験としては祭事への参加や伝統工芸品の作成などが考えられる。生態環境の体験は生態観察や栽培、飼育体験などが考えられる。

以上のように、都市における農業の可能性は多様にあるものの、現実には、農地は減少傾向にあるのである。その現状について、都市住民の理解を深めるような取り組みが必要となっているのである。農業サイドの努力だけでは農地を守れる状況にはなく、都市住民と農業サイドが交流し、都市住民が農業の大切さを認識する取り組みが重要になるのである。

3-4 都市農業存続のための都市住民の役割の重要性

一般財団法人都市農地活用センターは都市農業振興基本計画に関する意見を示している。2016年に都市農業振興基本計画が策定され、そのなかのひとつに、「都市農業と都市住民の新たな関係」のもとに、「都市農業者や都市住民、関係機関等が連携」して、都市農業、都市農地の安定的な継続に向けた施策を充実する、という方針を明示している。しかし、ここでは、都市住民に関する規定がなく、関係者相互の連携・協力の「その他の関係者」として扱われている。基本計画において、都市住民の役割について言及したことについては、農業サイドからは一定の評価を受けているが、都市住民（市民団体・NPOなどを含む）は農地が有する公共・公益的機能や収益性の低い農地の保全・管理主体となり、都市農業振興・農地保全の重要な一翼を担っている現状を踏まえると、より適切な評価が求められている。

都市農業の担い手は、援農市民や農地保持、農体験利用まで広げて担い手を捉える必要性が高く、このことが都市農業の特性ともなっている。例えば、都市住民は、①地産地消における消費者として、②市民農園などの利用者としての役割のほか、③体験農園・学童農園・福祉農園などの運営、④農産物の加工・販売を手がける社会福祉団体、⑤耕作放棄

農地の農地管理に取り組む NPO 法人、⑥農を活かすまちづくりや都市計画の推進役、⑦後継者や人手不足に悩む農業者を支える活動など、都市農業の多様な担い手としての重要な役割を果たすことは明らかである。

また、これらの活動体験の蓄積から、将来の新規就農や新たな都市農業ビジネスの開発・参入に進化して、より広い農業活性化につながる可能性も存分に考えられる。元気で経験豊かな高齢リタイヤ層の急増や都市のライフスタイルの変化を背景に、このような都市農業の多様な担い手となる都市住民の層が、今後、量・質ともに高まる可能性も大きい。以上のように、援農グループ・地域組織・NPO 法人・社会福祉法人などの市民団体をはじめ、都市住民が果たす役割が今後ますます重要になってくるのである。さらに、都市農業は農家と都市住民が身近に存在して都市農業振興、都市農地保全の一翼をともに担うことから、農業サイドと都市住民の相互理解と協働の取り組みを支援する施策の強化が重要になってくるのである。

3-5 都市農業展開の要素

これまで、ポスト都市化社会のなかでこれからの都市農業の方向性としては都市サイド・都市住民も都市農業・都市農地の恩恵を受けている者としての意識の改革が必要であり、都市農業の支援をしていくべきであるということ、また、農業サイドもこれまでの個人的経営ではなく、都市に開かれた農業へと転換していく必要があるということなどを述べてきた。以上の視点に立てば、行政も都市住民も農家も三者が連携した都市農業の存在を考えるべきなのである。今までは、都市農業保全論は行政によっても唱えられることが多くなってきたものの、都市計画自体に農業を組み込むということまでは考えられてこなかった場合が多かった。あるいはそのような計画を立てている都市地域は少なかったように思う。ここで都市地域に都市計画として農業を組み込む意義を行政・都市住民・農家の三者の視点から考えてみたい。ここで大切なことは都市計画として農業を組み込むということである。

I) 行政側にとっての意義

- ・地域に農業が必要であるとの何らかの位置づけがないと、行政的な支援が難しい
- 言い換えれば、その都市地域に必要な農業であるとの位置づけがなされれば、行政的な支援を行いやすくなる
- ・都市住民と農業サイドが連携して、双方が必要である関係にある方が行政的支援を行いやすい
- ・農業サイドが個人の資産保有の延命策のままでは行政的な支援は難しい
- これを機に都市地域に開かれた都市農業の転換を促進できれば都市の資源として活用もできるうえに、都市農地の耕作放棄地の減少にもなる

ここで資産保有という点に関して少し考察を加える。

農地に関する税制は、農地に高額な税が課された場合に農業経営の維持が困難となる可能性があるということを配慮した税制度となっている。つまり、農地の場合には宅地の場合と比べ税率が下げられている。一方で相続税納税猶予制度があるものの、都市農家にとって相続税の負担は大きく、それを機に農地を売却し農地から宅地への転換が図られている。これまで、相続税の納税猶予制度は都市農業の存続に一定の役割を果たしてきたそうだが、宅地化農地の場合は廃止され、生産緑地の場合は終生営農しなければ納税猶予がされない。これは、そもそもの相続税納税猶予制度の前提が自作農の保護にあるためである。そこで初めから農業を継がない、あるいは継ぎたくても終生の営農を確約することができずに適用されないケースが多い。また、これまでの農家のケースで多いのは、自宅近くの耕作に便利な農地を生産緑地にし、道路沿いの売却可能な農地は宅地並み課税という高いコストを払ってでも相続などに備えて宅地化農地をしているということであるが、実際にそれをいつ転用・売却するかは不明である。生産緑地も宅地化農地も緑地機能そのものには大きな違いは無い。自作農保護の場合の猶予制度ではなく、自然緑地としての機能の保護という観点から考えれば、みどりを提供する場合は相続税納税猶予を行い、提供しなくなった場合には、ある程度の期間をさかのぼり納税させるなどの税制の転換や、行政と地権者である農家が協定などを結び、コストの面での緑地保全を支援するような仕組みが必要である。

農業サイドにとっては、税制の面で国や県などの行政政策に振り回されているという意識を持っている人が多い。農地を個人的な資産保有としてではなく、都市の中での緑地保全という意識へと転換するためにも、農業サイドが一番不信感を抱いている税制の面に行政は切り込む必要があるのではないだろうか。

II) 都市住民にとっての意義

- ・地域にとって必要な農業とそうでない農業の峻別が必要で、都市地域としての必要性から農業を評価することができる
- ・地域一体として都市農業を保全したほうが都市住民も参加しやすく、広報なども充実するため、より都市農業の機能を知り、活用することができる
- ・援農者として活動したい都市住民のスキルアップにつながる
- ・農業サイドと同じテーブルで話す機会があれば参加しやすい

III) 農業サイドにとっての意義

- ・都市農業の転換により都市農業に関心をもってもらい、その必要性を理解してもらうことで都市農業の支援をしてもらう
- ・都市地域に必要な農業の位置づけをしてもらえれば、都市サイドや都市住民のニーズが汲み取りやすくなり、ニーズに対応した都市農業の展開がしやすくなる

- ・都市計画に位置づけられることで行政的な支援の種類も増える可能性がある
- ・都市住民と農家の接着剤として活動する人材が生まれる可能性がある

以上のように、都市農業を都市計画に組み込むことで、都市農業は展開しやすいものとなることが予想される。

3-6 各アクター（行政・都市住民・農業サイド）の時代別の分析

ここで、今後の都市農業の展開を考察する前提として、それまでの都市農業に、それぞれのアクターがどのように関わってきたのか考察していくこととする。アクター間のそれまでの関係性は大きく2段階に分けられる。そして、3段階目にこれからのポスト都市化社会における都市農業には、どのようなアクター間の関係性が望まれているのかということを検討していきたい。

1 段階目 行政・都市住民 vs 農業サイド

この時代は、都市化が急速に進行している時代であり、行政・都市住民が都市農業不要論を唱える一方で、農業サイドが都市農業容認論を唱えた時代である。都市農業不要論の主張としては、都市計画法が制定され、市街化区域での農業の存続を否定し、都市農業を市街化区域での地価高騰を抑えるためのものであるとし、なかなか宅地化に転用されずマイホームが買えないなどの理由から都市農業への不満を爆発させていた。一方で、この時代の都市農業は農家にとってはまだ重要な生業の手段であるうえに、都市農地は農業経営状況の悪化するなかで、生活の安定のためにできるだけ農地を維持しながらも必要最小限の範囲内で農地を売却したり、アパートや貸家の経営を行ったりするうえでの貴重な資源でもあった。そのため、農業サイドからは、不本意に半ば強制的に市街化区域に編入されたのであるから、市街化区域内の農業継続を容認するべきであるという都市農業容認論が唱えられていた。この農業サイドの都市農業容認論は農家のための存在意義であり、農地の宅地化を願う都市住民や都市開発をすすめたい行政との対立が激しく見られた時代である。

2 段階目 行政・都市住民・農業サイドそれぞれの時代

この時代は主に1章で述べた、「生産緑地法」が改正されて以降の時代である。バブル景気が終り、都市化にかげりが見え始めた頃、宅地開発もひと段落し、それまでのような宅地化への移転を強制的に進めるような意見は、行政側からも都市住民からも出てこなくなった。農業サイドにとっては、生活再建がある程度進んだと考えられる時代であるが、以前より都市農業の存在意義を明確にし、確固たる地位を築くために多面的機能の主張をベースに都市農業必要論として受け入れられるような主張を始める。ここでは、以前の、農

家の個人的な生存保障のような都市農業存続を求めるのではなく、多面的機能が都市に貢献しているという都市的な意義に転換しての主張であった。しかし、その一方で同じ農業サイドでも相続を契機に農地が減少し始めた時代でもあり、都市農業へのあきらめ感というのも農業サイドには感じられた時代である。

また、都市住民側にとっては、農業サイドが主張する多面的機能に対して一定の評価はするものの、その効果がどこまで発揮されるか分からない上に、恩恵を受けているという実感も簡単に湧くものではなかった。そして、相続や高齢、跡継ぎ問題などを契機に農地を手放す農家もいたため、いつまで続くか分からない都市農業に過度な期待は抱かず、「あってもなくても変わらない」というような無関心な態度であったものと考えられる。

行政にとっては、生産緑地法改正を行い、宅地課税とする「宅地化農地」と農地並み課税とする代わりに30年の農業継続を義務付ける「生産緑地」のどちらかに選択を迫ることで、宙に浮いた状態である都市農業に継続するのか継続しないのか、ある程度の明確な線引きを行い、今後の都市計画を実行しやすいものとした狙いも含まれていると考える。

この時代は、行政・都市住民・農業サイドが決して対立するわけでもなく、反対にそれぞれがそれぞれを受け入れているわけでもないお互いあまり干渉しない、無関心の時代であったと考えられる。

3 段階目ーポスト都市化時代にあるべき都市農業の姿

では、これからの都市と農業の調和のためには、行政・都市住民・農業サイドがどのように関わっていくことが望ましいのだろうか。次に、これからの行政・都市住民・農業サイドの役割を整理する。都市地域全体で都市のなかに農業を位置づけて、自ら必要なものを自ら実現するまちを創るにあたっては行政が制度を整え、周知し、都市住民および農業サイドが主体になる必要があるのである。

I) 行政側の役割

改正生産緑地制度は、国または地方自治体の責任において、生産緑地の適正な保全を行うことになっている。しかし、この制度だけでは生産緑地や都市農業を長期にわたって維持・保全していくことは困難であると考えられる。また、宅地化農地についても計画的な土地利用へと誘導し、無秩序な転用による市街化の拡大や緑地環境の保全のために自治体の積極的な関与が必要になる。都市農業を営む農家については営農継続に対する支援、営農の安定化や直売施設の設置、交流拠点の施設など都市住民と農業との良好な交流による地域づくりや都市農家と都市住民とをつなぐネットワーク作りを通して都市農業・都市農地がまちづくりにどのように貢献しているか、その役割などを都市住民などに対して明らかにしていくことが行政の重要な役割である。また、担い手の確保も行政の役割である。定年退職者による農用就業に対する積極的な措置を政策的に整えることや高齢者でも無理なく安全に作業できるよう整備を整えることが大切である。

II) 都市住民の役割

都市住民の一番大切な役割は、都市における農業の存在について、新しい視点で配慮することである。都市における生活の豊かさに都市農業が貢献していくためには、その維持、保全のために都市住民の都市農業に対する配慮と協力が必要なのである。例えば、都市農業の供給性を高めるためには、直売所などで農産物の優先購入などに協力したり、都市農地へのゴミ投棄やペットの侵入がないように配慮したり、ほこりや農薬散布、堆肥の臭いなどに対する偏見をなくすことと、少しの我慢が必要である。都市住民も受身の姿勢から積極的に都市農業について理解し偏見をなくしていく必要があるだろう。つまり、都市農業に対する精神的な支援から、農作業の支援、消費の援助などその役割は多様にある。また、そのうえで、農業サイドとの交流の機会にできるだけ参加し、より理解を深めていくことが必要であると考えられる。

III) 農業サイドの役割

農業サイドの一番大切な役割は、やはり、従来の農業から都市地域の活性化につながる農業へ転換し、都市住民に農業の存在意義を考え直してもらうために積極的に農業政策に関わっていくことである。都市農業は私的財産である農地の上で私的行為として営まれている農業であるため、農業の継続・中止、農地の保全・転用は農家の意識に左右される。都市農業者の個人の財産、個人の仕事が持つ社会的意義を認識し、農地を失う前に社会的財産・社会的仕事として認識していく必要がある。もちろんそのように思えるような社会的な仕組み、支援は必要である。そのように認識できる環境を整えば、農業を継続していこう、農地を保全していこうという農業者の意欲を強めることになる。都市住民から信頼されるためには、できるだけ長く農業を継続していく必要があるうえに、信頼を得るためには、農作業や農薬散布の際には近隣住民に十分に配慮し、迷惑であるというような負のイメージを持たせないよう一層の努力が必要となってくる。さらに、農家の個人的経営ではなく都市住民に開かれた農業にするために、積極的に農業体験や収穫祭などの都市住民との交流の機会を設けることや、都市住民が必要とする農産物を栽培し、販売していくなどの取り組みが必要である。また、現在の都市農業の担い手は高齢者や女性の就労が増加している。これまでは、高齢者や女性の就労の増加を都市農業の課題として捉えられることが一般的な傾向であったがこれからは、高齢者農業、女性の担い手を積極的に位置づけ直すことが必要である。高齢者の生きがい作りや健康づくり、雇用機会の拡大などの点で改めて都市農業を見直す必要があるのだ。

都市農業・都市農地はさまざまな役割を担う一方で、さまざまな課題を抱えているのである。都市と農業の調和したまちを作っていくためには、行政・都市住民・農業サイドの連携が不可欠であり、そのためには、それぞれの立場における現状や将来展望などを相互に理解し、認識を共有する必要があるだろう。さらに、都市と農業の調和のためには、取

り組みの主体もとても大事な要素である。この点については、行政が主体である場合と、農業サイドや都市住民が主体である場合に大きく分かれる。行政が主体の場合では、農業者から土地を借り上げ、都市住民に解放されるという形態が一般的である。都市住民に解放され、利用しやすくなるという点ではメリットが大きいものと考えられるが、近年ではその限界も指摘されるようになってきているのである。それは、耕作放棄地の活用や都市住民の家庭菜園としての場所作りにはとても効果のあるものであるが、その他の都市農業の重要な要素である多面的機能、つまり、景観の創出や文化の伝承機能、子どもの教育機能などにおいては行政の借り上げた農地を都市住民へ解放するだけでは生まれない機能である。子どもの教育機能や文化の伝承の機能の発揮は、それまでその地域で生活し、さまざまな知識をもつ農業者が主体となりながら、都市住民を巻き込んで発展するものである。都市農業の多面的機能をより、意味のあるものとするためには主体の1つとして農業者がいるということが大きな意味を果たすのである。

一方で、農業サイドが主体となるだけでは、利用する都市住民もばらばらで組織化されず集団としての力を持ち得ないという問題がある。そのため、そのような都市農業では、まちづくりに寄与する力も弱くなってしまいかねない。

都市と農業が調和し、まちづくりへと貢献していくためには、農業サイド・都市住民が主体となり取り組んでいくことが不可欠である。そして、それらを後押しするのが行政の役割だろう。都市住民と農業サイドの関係性としては、農業サイドが都市住民を組織する場合もあれば、都市住民が農業サイドの協力を仰ぐ場合など、どちらの場合も考えられる。しかし、いずれの場合でも、都市と農業が調和し、より意味のあるまちづくりを行うためには、農業サイドの協力が不可欠になっている。そしてその農業サイドが積極的に生協や学校などの教育機関、福祉施設など消費者組織との交流を行い、生産機能や教育・福祉機能、レクリエーション機能など農業の多面的機能を発揮できるような体制を行政が作っていけることが理想の都市農業の姿である。

2章でも少し触れたが、ドイツのクラインガルテンは健康増進や教育・福祉の効果に重きをおきながら都市の農業や緑地を法律によって市民参加で守っていこうという制度である。実際にこの制度は都市農業や緑地の保全だけでなく、かなりの量の農産物生産を行っており、ミュンヘンでは市民に供給される野菜の4割がここからのものであるともいわれている。市民参加を強制するという事は日本の社会においては難しいことかもしれないが、農業サイドと農業の多面的機能の効果を得るだろうと予想される消費者組織との連携があるということは、都市と農業の調和のためには大きな意味を持つことになるかと予想できる。

都市と農業の調和したまちづくりのポイントをまとめると以下の通りである。

- ・「地域に貢献する農業」という意識が必要

- ・情報発信・情報の共有・相互理解にもとづく活動
- ・都市住民に解放された、参加しやすい仕組みづくりが必要
- ・都市住民だけでなく農業サイドも、改めて農業の担う役割の重要性を学ぶ必要
- ・主体としての、農業のプロである農業者が必要
- ・計画全体をコントロールする集団としての組織体制の構築が必要
- ・農業サイドと消費者組織のパイプ作り
- ・高齢者農業や女性の就労の増加を都市農業の課題として捉えない意識の転換

都市住民と農業サイド、行政が相互に共通理解を図り、都市農業を守り、都市農業との関係を深め、都市農業の多面的機能を活かしていくことで、より、地域に求められる、地域の活性化に貢献する都市農業を展開していくことが可能になるのである。そのための新たな都市農業の位置づけの浸透と農業サイドと消費者組織とのパイプ作りが必要になってくる。

第4章 横浜市における都市農業の歴史と展開

本章では、横浜市の都市農業を取り上げ、そこから見える都市と農業の調和を改めて考察する。横浜市は、以下にも述べるが、都市化が進展し他都市で農業・農地が衰退するなかでも都市における農地・農業の保全に先進的に取り組んできた自治体である。横浜市独自の取り組みである「農業専用地区」を位置づけたところからも都市農業に力を入れてきた自治体であるといえるだろう。

多様な都市農業に関する取り組みがあるなかで、筆者が関心を持ったのは、この農業専用地区の一類型に相当する「ふるさと村」という構想である。農業地域を横浜ふるさと村として指定し、広く市民が自然と農業に親しむ場を設ける取り組みである。横浜市には青葉区寺家地区にある「寺家ふるさと村」と戸塚区舞岡地区にある「舞岡ふるさと村」という2つのふるさと村が存在する。この2つの「ふるさと村」を考察することで、ポスト都市化社会における都市と農業の調和について考えていきたい。

4-1 横浜市の都市農業の歴史

この章では、主に江成（1991）を参考に横浜の都市農業の歴史を述べる。

横浜市は1889年の市制施行当時、人口12万人、面積5.4km²であったが、港湾・工業都市として発展するにつれ他町村と6次にわたる合併を行ったうえに、埋め立てにより市域を拡大し、1942年には100万都市になった。その後、高度経済成長期に人口急増を迎え、1968年には200万人を、1985年には300万人を越え、現在では人口370万人を抱える大都市である。このような人口急増にともなう急激な都市化とともに、産業構造・人口構成の変化・土地の需要などの要因により全国的な農業の変化のなかでも特に都市の農業は大きな影響を受けてきた。

1969年に新都市計画法が制定され、横浜市では1970年に線引きが実施された。横浜市は乱開発による混乱を抑制し、計画的な都市開発が見込まれる地域だけを市街化区域にしようとして計画案をたて、原案では市街化区域を市域の55%までに抑えた。その後、市街化区域に囲まれた形でも抜き打ち的に市街化調整区域をゾーニングしたため、実際には、市域面積の74.4%にあたる約3万1000haが市街化区域に、25.6%の約1万1000haが市街化調整区域に指定された。しかし、この数字は他の大都市と比較すれば市街化調整区域が非常に大きい。これは、もともと農地が多く存在していたことに加え、市街化調整区域を最大限にとろうと全市の土地利用状況によって詳細に線が引かれたためである。この点からも横浜市は他の都市よりもはやく、都市における農業を守っていく都市計画を立てていたと考えられる。

さらに横浜市では1968年に宅地開発要綱が策定され、農業振興などのための独自のゾーニングである農業専用地区制度を創設した。農業専用地区制度とは、まとまりのある優良な農地の確保により、都市農業の定着と都市環境を保全することを目的とした計画的都市農業を実現する場である。

1969年には農振法が制定され、1972年に農新地域の指定、73年には農用地区域の設定がなされた。これらは、横浜市が拡大しようとしていた農業専用地区のゾーニングを追い越す形で全市的に集団的な農地をカバーすることになった。つまり、横浜市では国の土地利用規制策の農振制度と市の農業振興策としての農業専用地区制度の二重地域設定がなされていたのである。

安定成長期に入り、市政においても各種の土地利用法制度が実現したことにより、個別の地域の都市基盤の整備や生活環境の充実が政策課題のなかで比重を増すようになってきた。横浜の人口急増期に市内に流入した市民への地域への定着と生活の安定化がすすみ、家庭から地域へと都市住民の関心が移行しつつある時期であったともいえる。そのため安定と成熟がみられるようになり、ゆとりや潤いを実感する機会として農業にも関心が高まった。1981年の「よこはま21世紀プラン」を踏まえた「横浜市の農業-展望と対策」においては、みどりや自然を求める市民の声を反映させ、「市民と農業とのふれあい」の分野が加わった。その結果、農業施策には、農業経営者や生産流通を対象とした〈ひと〉の施策や、都市住民のニーズに対応した〈まち〉向けの事業など新しい展開が始められた。そのような、市民の潜在的ニーズを捉え、農業サイドからも自然環境やレクリエーションを要素とした新規施策や既存の事業の拡大が進んだのである。

今回取り上げる、横浜市の都市農業政策の1つである「横浜ふるさと村設置事業」は、都市部にあって良好な田園景観を有する農業地域に、市民が農業・自然・農村文化などを利用し、それに親しむ「機会」と「場」を提供して農業者と市民の幅広い交流により長期にわたる農業の振興と保全を図ることを目的としている。ふるさと村の第1号地として1982年に「寺家ふるさと村」が設置され、第2号地として「舞岡ふるさと村」が設置された。市民に新鮮で安全な畜産物を提供すること、市内との地区内の山林など、地域アムニティーを散策できるように市民を受け入れることなど、市民との交流を軸に事業を展開している。(横浜市環境創造局農業推進化より提供資料)

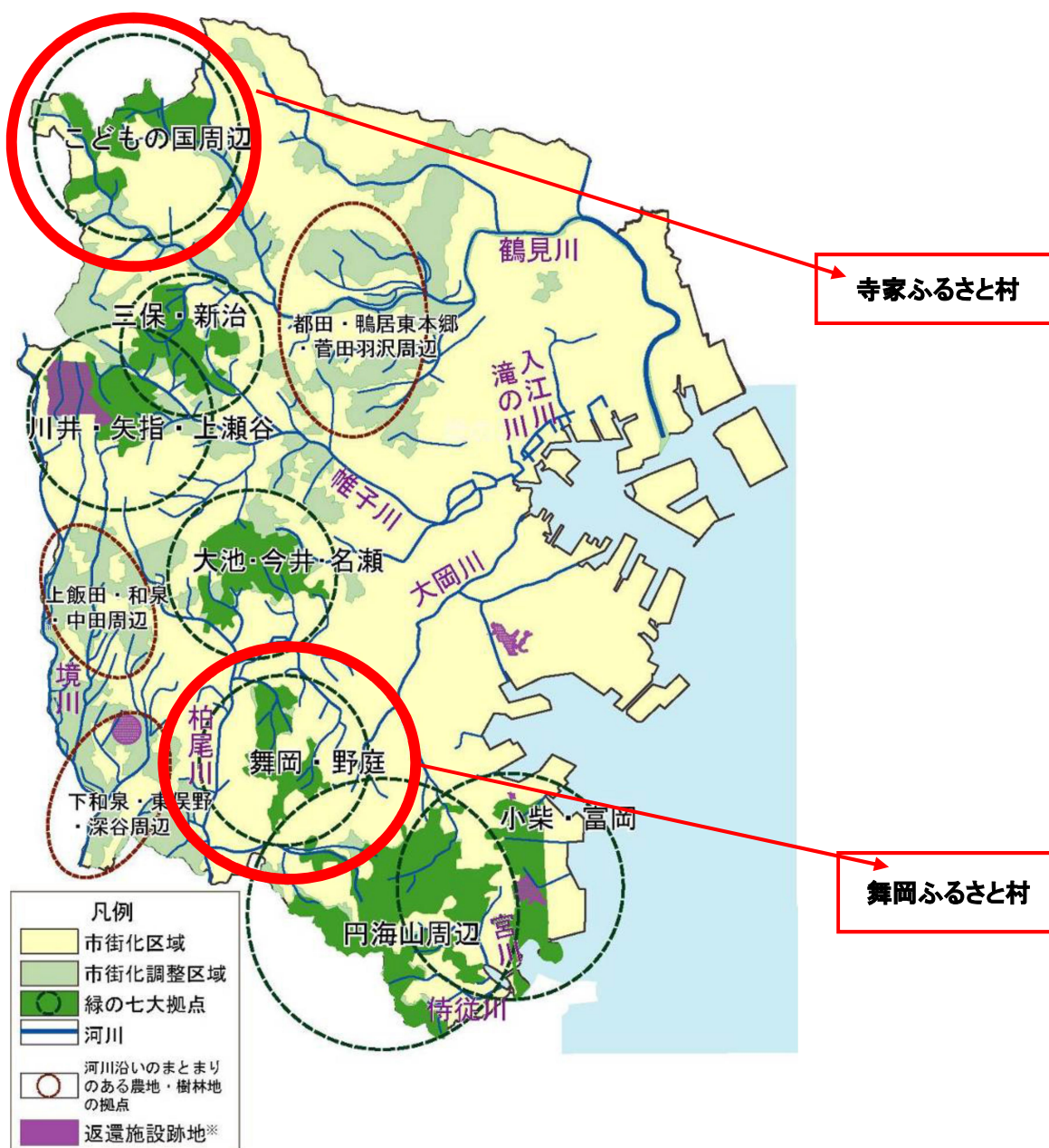


図 4-1 横浜市のみどり（横浜市 HP より）

4-2 寺家ふるさと村

4-2-1 地区概要と歴史概要

寺家地区は横浜市の北西部にあり、地区全域が都市計画法に基づく市街化調整区域であり、かつ農振法に基づく農用地区域に指定されていた。現在の地区面積は 86.1ha（農地 29.2ha、山林 23.1ha、その他 33.8ha）、農家戸数 35 戸である。寺家地区は小田急線と田園都市線に挟まれており都市開発が隣町に押し寄せるだけでなく、小規模な農家が多くを占

める寺家地区では、農業就業者の減少・高齢化が進み農業の先行きが見えなくなっていた。また、水田とともに美しい景観を形づくっていた雑木林も手入れする人もおらず藪山と化していた。都市化の波が迫っていたなかで、寺家地区の農家は「先人から受け継いだ貴重な田畑や山林を守り、次の世代に引き継いでいくにはどうしたらよいか」ということを話し合っていた。そのような結果、「郷土を守り、農業を継続する村づくりをしよう」という結論に達し、「そのためには、今までの農業のやり方ではダメだ。都市住民と農家の交流が大切である。」として横浜市に相談が寄せられた。そうした状況をふまえ、横浜市が身近な自然とのふれあいによる、潤いある生活を求める市民の要望を活かすような新しい農業政策を構想した。それが、農地・山林などからなる自然的環境や農村文化、地場産業などの地域資源を活かし、市民との交流を積極的に推進して地域の活性化と農業の振興を目指して生まれた施策が横浜ふるさと村構想である。これは農業施策とはいえ、都市内に残された農村空間としての存在価値を高めることがメインテーマとなったため、農業・農地だけでなく地区内の里山や水系を対象に生産環境・集落環境の整備やレクリエーション利用などのサービス向上に重点が置かれた。寺家ふるさと村構想の3本の柱は以下の通りである。

- ①美しい田園景観を保全しながら土地、人をも含めての農村資源の活用を図っていく
- ②観光農業の推進などで農業の第三次産業化を促し、農家の生活安定と寺家の中での就業機会の増大を努め、生活の活性化を図っていく
- ③新住民・学童などが自然、農業、農村文化を体験することにより健康で心豊かな人づくりに役立てるとともに農村部と都市部の相互理解を深めていく

寺家ふるさと村構想は、1980年から地元関係者と話し合いを重ね、1981年に基本計画策定、1982年に実施計画の策定がなされた。この間、度重なる説明会の開催や全農家を戸別に訪問し、意向調査を行った。ふるさと村構想に賛成しない農家への説得も重ね、地元の推進組織が動き出すまでにはほぼ2年余りかかった。意向調査のなかで、「これからの寺家町の地域推進を図るための企画として良いと思われるもの」として20世帯以上が答えた項目は以下の通りである。

- ①美しい自然を保全し、そこに人を招く
- ②文化芸術活動を興し、その参加の機会を確保する
- ③スポーツを通しての交流の機会を確保していく
- ④保養施設、医療施設などの確保とそれを通しての交流を考える
- ⑤生産活動の場を都市的環境に住む人たちに開放していく
- ⑥青空市などの農産物直売施設を整備して販売活動を積極的にする

これらの結果がその後の事業推進の参考になっていった。さらに、地元には「寺家地域農業構造改善事業推進協議会」が発足し、本格的な事業実施に向けての活動が展開された。(横浜市環境創造局農業推進化より提供資料)

以上のように、都市化の進展のなかで農業を守って生きたいと考えた場合、都市農業展開のキーワードで挙げたように、地域に開かれた農業への転換と、そこで暮らす農家の販

売活動の支援、都市サイドと農業サイドの交流が最低限の要素になっているといえる。

4-2-2 組織体系

整備した施設は事業主体によって以下の3つに分けられる。(横浜市環境創造局提供資料より)

- ①横浜市が設置した施設
 - ・収益事業になじまないもの、又は困難なもの
 - ふるさとの森、総合案内所である「四季の家」
- ②地元の体験農業振興組合が設置した施設
 - ・主に農業生産の改善向上のためのもの
 - 体験温室、地力増進施設
- ③地元農家個人が設置したもの(補助は無い)
 - 体験農園(園芸講座の実習など)

4-2-3 寺家ふるさと村の現状

寺家ふるさと村を第3章であげたキーワードから考察する。「場所性」という観点では、近隣住民に開かれ、お年寄りから子どもまで誰もが利用、参加できる範囲内にあるということから、「利便圏域内農業」と捉えることができる。これは、生態系の保全や防災機能としての都市農業の役割だけでなくコミュニケーション機能や教育・福祉機能をも担える可能性をもっている都市農業であるということである。そのような「場所性」を活かしたイベントが各種開催されている。

表 4-1 寺家ふるさと村で開催されているイベント

4月	桜祭り
5月	
6月	メダカ観察会
7月	夏休み親子工作教室
8月	
9月	トンボ観察教室
10月	親子そば打ち教室
11月	
12月	葛のつるのかご作り教室、苔玉づくり教室
1月	どんど焼き
2月	
3月	

このほか、野草を見る会、寺家ふるさと村ガイドツアー、野鳥観察会、男の料理教室、味噌作り教室は各月において定期的に開催されている。これらのイベントは一定の参加者

で賑わっているため、農業の多面的機能である、地域文化の伝承や環境保全の面では大変意義のあることである。しかし、個々で開催されるイベントの講師は、主に自然に詳しい専門家や写真家であり、寺家町に関する人が講師を行っているのは、味噌作り教室の寺家町女性部の方のみである。そのため、寺家ふるさと村で開催されているイベントにおいて、都市住民と農家との交流が図られているわけではないだろう。都市住民と農家との交流という面では、体験農園と収穫祭があげられえる。152区画ほどの体験農園では、園芸教室の受講生が実習として野菜栽培などを行った。また、ジャガイモ掘り園（100区画）も運営されている。

4-3 舞岡ふるさと村

4-3-1 地区概要と歴史概要

舞岡地区は横浜の南西部に位置し、JR戸塚駅から地下鉄で1駅のところにある都市的地域である。舞岡ふるさと村は、102.7ha（農地35.3ha、山林24.0ha、その他43.4ha）のエリアが舞岡ふるさと村地域としての指定を受けている。

1970年の線引き計画で市街化調整区域に指定され、高度経済成長期を経て、急激な都市化によって谷戸と里山であったこの地区のほとんどが住宅地となってしまった。都市化の波と農業者の結束力不足や廃業などから、農業者にとっては農業の存続が著しく困難な環境となった。

このようななかで「農業で生きたい」という強い思いから、まずは農地を保全するために1979年に横浜市独自の制度である「農業専用地区」の指定をうけ（2010年拡大）、「農業専用協議会」（組合員55人）を設立した。1985年まで路地野菜を中心に少量多品目の農産物を生産し、周辺の都市住民や団地に販売を行ってきたが、市南農協舞岡支所の指導のもとで、南区睦町婦人会との野菜計画販売を行った。さらに、組織として農業専用地区で活動するなかで、地域を上げて周辺住民との直販を開始し、1987年には大手スーパーへの直納へと活動を広げた。これが、高齢者の野菜作りに積極的な取り組みをもたらし、消費者には、顔の見える野菜として好評を得ながら都市と農業の新しい生産関係を築いた。1988年ごろからは、ふるさと村構想に関する説明会や戸別訪問、意向調査が何度も開催され、1992年には農協舞岡支店内に直売所「舞岡や」を開設し、顔の見える農業という消費者がすぐそばにいる都市農業の特色を押し出すようになった。（「舞岡や」は後に舞岡ふるさと村施設内に移設した。）

このような活動を通して、地域ぐるみで話し合いを進めるなかで農業者の営農意欲や自立意識が醸成され、経営規模や兼業の枠を超えた組織的推進体制が必要であるとの認識から、1990年には横浜市のふるさと村の指定を受け、「舞岡ふるさと村推進協議会」（組合員55人）が設立され、1997年に総合案内所となる「虹の家」の設置、開設され舞岡ふるさと村が開設された（舞岡ふるさと村虹の家提供資料より）。

4-3-2 組織体系

地区全体を統括する「舞岡ふるさと村推進協議会」とその事務局も行う横浜農協舞岡支店を中心に、各種専門部会などによる交流事業を行っている。総合案内所である「虹の家」の管理運営を行っている舞岡虹の家管理運営委員会のみ行政の支援であるが、そのほかの組織は地元農家によるものである（横浜市環境創造局ヒアリングより）。

▽舞岡ふるさと村の組織とその役割▽

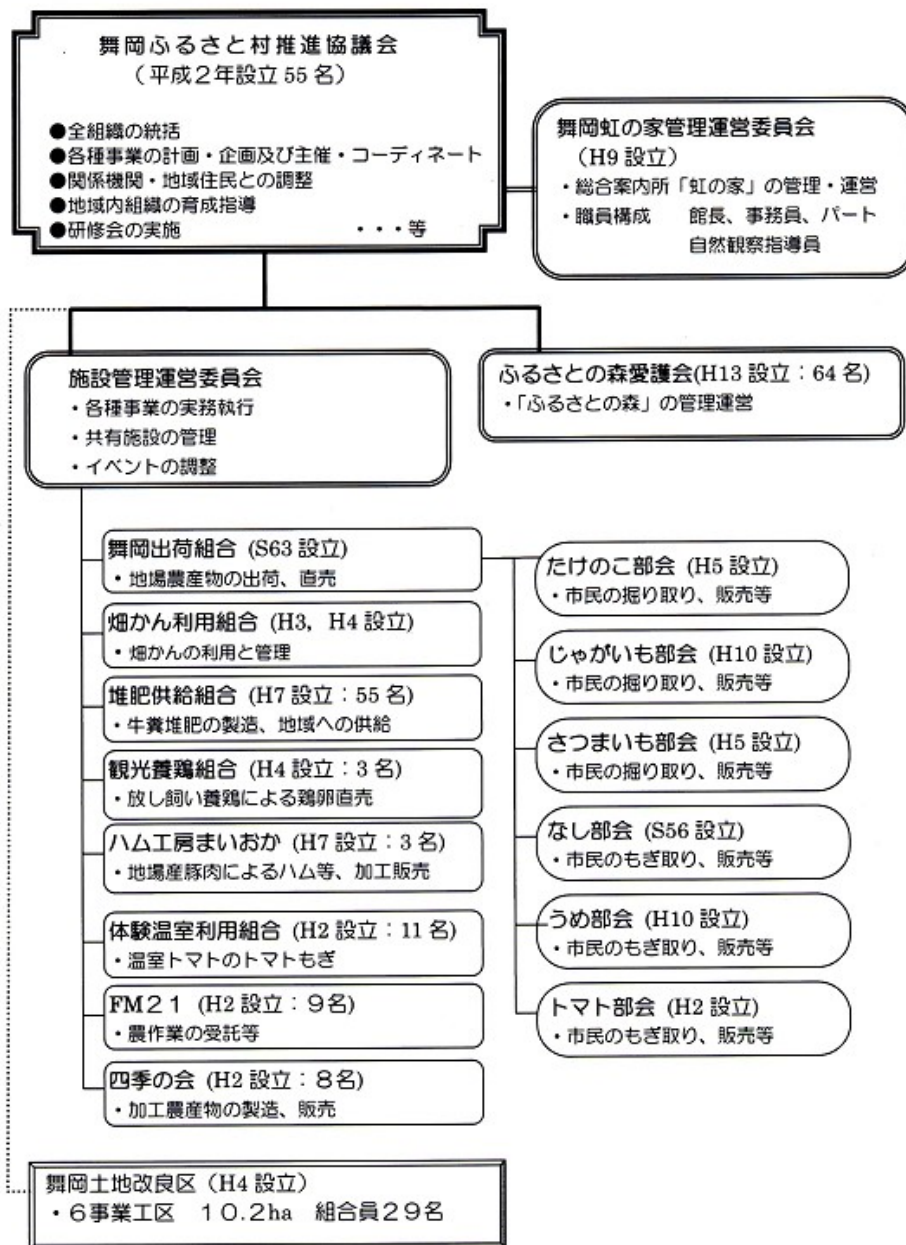


図 4-2 舞岡ふるさと村組織図 (横浜市環境創造局農業推進化提供資料より)

4-3-3 舞岡ふるさと村の現状

舞岡ふるさと村を「場所性」という観点から考察すると、こちらも寺家ふるさと村と同じく「利便圏域内農業」であるといえる。そのため、舞岡ふるさと村においても都市住民に開かれた各種イベントが開催されている。

表 4-2 舞岡ふるさと村で行われているイベント

4月	たけのご祭り・たけのご掘り
5月	体験温室トマトもぎ
6月	梅もぎ、じゃがいもまつり
7月	
8月	浜なし直売
9月	さつまいもまつり掘り
10月	さつまいもまつり
11月	秋あ〜と祭り
12月	直売所感謝祭
1月	
2月	梅あ〜と祭り
3月	

このほか、てづくりウィンナー教室やそば打ち体験、パン教室、漬物教室、味噌作り教室などが開催されている。これらのイベントの講師は地元農家が行っている場合が多く、体験教室や収穫祭を含め、比較的都市住民と農家との交流が図られていると考えられる。また、市民と直結した農業の展開も舞岡ふるさと村の特徴の1つである。舞岡での直売や経営規模の大小や農家の形態に関わらず、どのような品目でもまとめて出荷する横浜農協との一括販売方式を行っている点からも消費者ニーズに合わせた生産をしていることが読み取れる。

4-4 2つのふるさと村から見える都市と農業の調和

4-4-1 事例の考察

寺家ふるさと村、舞岡ふるさと村のどちらのふるさと村も構想のきっかけは「市街地に農業が飲み込まれるのではないか」という危機感である。周辺地区の開発がひと段落し始め、新事業の失敗や環境悪化などの開発のマイナス面が目立つようになってきた頃、先祖伝来の土地をなるべくいじることなく、何とか暮らしていけるような方向は無いのかということを集落のリーダー的な存在の人々が考えるようになった。そしてもともと地元意識の強い農家がまとまり、ゆるやかな集団が形成された。その集団の声を聴いた横浜市が提案したのがふるさと村構想であった。横浜市側としても減少していく農地・緑地に歯止めをかけるための取り組みを模索しており両者の需要と供給がマッチした形である。

はじめに、この2つの地区が指定されたのが「農業専用地区」である。農業専用地区制

度は、港北ニュータウンにおける宅地用地と農業用地のゾーニング策として都市計画に位置づけられた計画的都市農業の確立を目指し、1969年に制定された横浜市独自の制度であり、都市農業の確立と都市環境を守ることを目的とした横浜市独自の農業振興策である。この制度の特徴は、①約10ha以上の集団農地を指定、②指定地区は、ほ場整備事業や施設整備事業など公立の事業補助が受けられる、③農家の同意が必要なボトムアップ的の制度、④指定時に農家からなる農専地区協議会の設立が求められる、⑤地区の将来構想計画の策定が求められる、ということである。

舞岡地区では、1977年に地区農家55戸による農業専用地区協議会が設立され、1979年に農業専用地区の指定を受けた。指定後は協議会を中心に、横浜市や農協、婦人部などと連携しながら地域振興を展開した。こうした活動が行政へ信頼感を与え、ふるさと村推進協議会へと発展し、組織の拡大、連携体制の維持・発展をしながら更なる地域振興政策へとつながっていったのである。ふるさと村構想が、農業が衰退する都市のなかで維持されている要因として、この横浜市独自の取り組みである「農業専用地区」の効果が大きいものと考えられる。その理由としては、まず農業専用地区の指定のためには、農家の同意が必要なため、農家同士での農業専用地区指定についての話し合いが行われ、それを通して農家の主体性・連帯感が醸成される。そして、地区の将来構想計画の策定が求められるため、地区の将来ビジョンを農家が共有することになる。さらに、農業専用地区協議会が設立されるため、集落の連帯感が強まる。そのうえで、行政による整備事業が行われているため、都市において農家主体の都市農業の継続が可能になっているのである。

舞岡地区のみならず寺家地区においても農業専用地区の指定を受け、ふるさと村構想が成立している。「先代から受け継いだ農地を守りたい」、「農業で生きていきたい」という思いから農業専用地区として優先的に農業を継続する指定を受ける一方で、必然的に地域内で農家の組織が形成されていったのである。

次に、2つのふるさと村を第3章であげた、都市農業展開のキーワードから2つのふるさと村を行政・都市住民・農業サイドの点から比較してみると、以下の表の通りである。

表 4-3 行政との関係

行政	寺家ふるさと村	舞岡ふるさと村
①無秩序な開発抑制	◎	◎
②営農支援	△	◎
③ネットワーク作り	○	○
④情報発信	△	△

表 4-4 都市住民との関係

都市住民	寺家ふるさと村	舞岡ふるさと村
①農に対する配慮	不明	不明
②農への積極的な関わり	限られてる	限られてる
③販売への協力	△	◎

表 4-5 農業サイドとの関係

農業サイド	寺家ふるさと村	舞岡ふるさと村
①地域への開放	◎	◎
②都市住民との交流	○	○
③消費者ニーズに合わせた生産	△	◎

以上のように見ると、寺家ふるさと村と舞岡ふるさと村の大きな違いは、農家の販売活路が見出されているかというところだと考えられる。舞岡ふるさと村での販売方式は後述するが、地区内での販売活路が見出されていることで農業者と都市住民とが「農」だけでなく「食」を通じた結びつきが生まれることで「農」に対する理解がより深まるだろう。全体的にみると、都市住民に対しての展開が課題になっていると考えられる。

4-4-2 ふるさと村の効果

ふるさと村がポスト都市化社会のなかで、どのような機能を果たしているか、第 3 章で述べた、都市化の弊害と都市農業の活用に沿って考察していく。

都市化の弊害の最初に現れるとされる、生活環境の悪化への対応として、生態系の保全を挙げた。両ふるさと村ともに、メダカやトンボ、野鳥などの観察会などが開かれており生態系の保全という意味では十分に機能していると考えられる。また、ふるさと村の総合案内所である虹の家・四季の家には各地区内で見られる生物が詳しく紹介されている展示場的なところもあった。生態系の保全に関しては、アクターが関わるというようなものではなく、農地の保全がそのまま生態系の保全につながっている。また、みどりに関わる機会の少ない都市住民とみどりとをつなぐ場としての機能も挙げたが、ふるさと村は行政が借り上げた土地ではないが（寺家ふるさとの森は除く）農家の方の協力により誰にでも解放された地域であり、散策おすすめコースなども紹介されているため、憩いの場として活用したいと考える都市住民にとっては活用の意義が大いにあるだろう。ただ、筆者が 2 つのふるさと村を訪れた際に、イベントが開催されている日は一定の来訪者が訪れているように思えたが、イベントが開催されていない日では閑散としていた様子であったため、都市住民に解放された空間ではあるが、都市住民にとってのふるさと村はそこにあるのが当

たり前の空間であり、みどりの空間を享受しているという認識があるのかという点では疑問が残る。

2段階目に現れる、地域システムの崩壊への対処としては、地域共同体としてその根幹を担ってきた農業者コミュニティを利用することができれば地域内交流を促すことができるということを述べた。地域内での顔見知りの関係という点で一番効果的なのは舞岡ふるさと村で行われている直販だろう。農家との顔の見える関係で新鮮な農産物の供給を行うことで農業者と都市住民との交流が生まれている。また、直販に集う都市住民のなかでも会話が生まれている。また、地域文化の継承という点では、味噌作りや苔玉作りなどさまざまなイベントが開催されている。しかし、ここに参加する人の多くは年配の女性であり、子どもへの地域文化の伝承というよりも、年配の方のレクリエーション的な要素が強いのだろう。また、地域の幼稚園や保育園の子ども達が参加する収穫祭も開かれているが、幼稚園や保育園単位での活動であるため、老若男女誰もが参加して、子どもからお年寄りまで顔の見える関係を作るためにはまだ改善の余地がありそうである。

3段階目に現れる地域の衰退への対処として、高齢化が進むなかで外に出る機会が少なく引きこもってしまうことが多い年配の方への開かれた空間として機能することを挙げた。これについては先述したように、各イベントに参加する人の多くは時間に余裕のある年配の方である。一定のリピーターの方がいるということからも、年配の方が気軽に参加できる空間としての意義は大いにありと考えられる。

以上のように見ると、農資源の活用と新都市住民と農家の交流により、その地域の都市農業を保全していこうとしたふるさと村構想であったが、地域の財産としての農地の保全にはつながっているが、実際に農業・農地の多面的機能に主体的に関わり活用していこうとしている都市住民は限られた年配の人たちになっているのだろう。ここでは、都市農業の多面的機能により、高度経済成長期のような都市農業を不要だという都市住民はいないが、都市農業を保全するのは農業サイドの役割だと考える都市住民が多数を占めていることが伺える。そこに、農業を都市に開放して都市住民と農業サイド全員の社会的な資源にしようと転換している農業サイドとの都市と農業に対する認識のズレが生まれていると考えられる。多面的機能の役割の発揮状況を表にまとめると以下の通りである。

表 4-6 多面的機能の効果

	寺家ふるさと村	舞岡ふるさと村	
①生産供給機能	△	◎	直接効果
②レクリエーション機能	○	○	直接効果
③教育・福祉機能	△	△	直接効果
④環境保全機能	◎	◎	間接効果
⑤景観創出機能	○	○	間接効果
⑥防災機能	○	○	間接効果

これは、第1章でのべた「直接効果」と「間接効果」のうち、現在の多面的機能の効果の発揮は都市に農業が残っているということのみで得られる間接効果の機能が強いということである。しかし、間接効果の発揮だけでは都市に必要なのは農業ではなく、農地や緑だけでも良いということになりかねないのである。さらに、都市に農地やみどりが残るためには農家が農地を手放さずに農業を続けていける環境が整っていなければならない。都市と農業の調和のためには、都市住民と農業サイドが参加して得られる効果である直接効果の機能が求められるのではないだろうか。現在の都市では直接効果が上手く機能せず、農の多面的機能が都市住民に開放されているにもかかわらずそれを享受する都市住民は限られてしまっている状況にあるといえる。

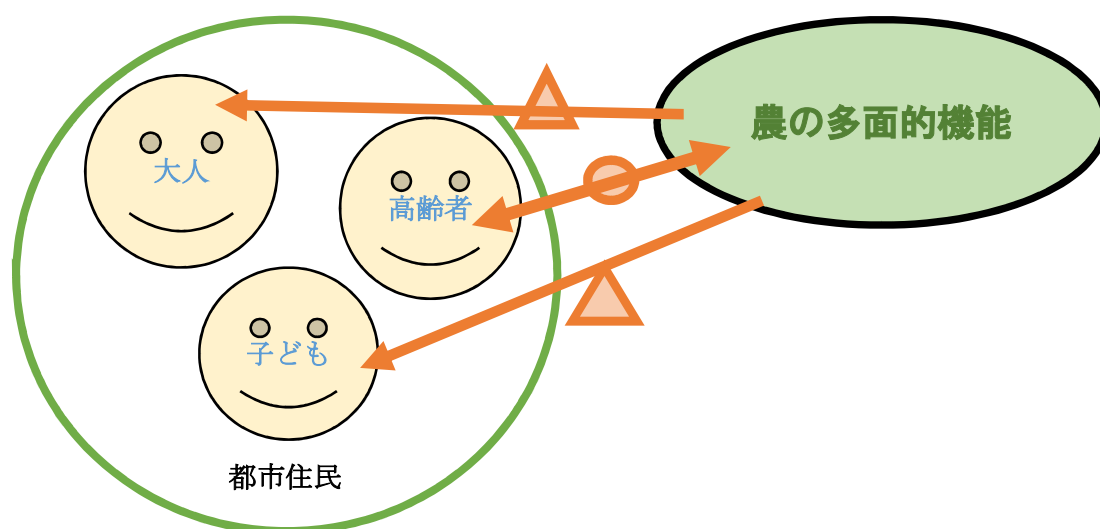


図 4-3 都市化社会のなかでの農の多面的機能の活用と都市住民

4-4-3 都市住民と農業サイドとの関係性

横浜市環境創造局の方にヒアリングした際に、「ふるさと村構想はこの2つの地区以外にも候補があった」とおっしゃっていた。都市化の進展のなかで、今まで農地であった場所に住宅地の波が押し寄せるなかで危機感を持った住民達と農地を保全したい行政の意見の一致が「ふるさと村」を生み出している。もちろん、その地区全員の農家が賛成するという事は難しく、反対者もいるなかで何度もの説明会と戸別訪問、意向調査を行政側が行い支持者を増やしていった。そのようななかで、2つのふるさと村とも、地元へ推進協議会が組織されたことが「ふるさと村」構想を大きく前進する原動力となったのだろう。この時点で初めて行政と農業サイドの連携が生まれていると考える。そこへ「都市住民との交流」というふるさと村構想の基本方針の1つとして、各種イベントや体験農園が開かれ、行政、農業サイド、都市住民の関係が成り立っている。

では、具体的な都市住民とふるさと村の関係性はどのようなのだろうか。寺家ふるさと村で11月に開催された味噌作り教室に参加した方のお話をお伺いできた。参加者の傾向としては、50代から70代くらいの女性の方が多いという。その方は、青葉区在住とのことであるが、寺家地区近郊の町田市や川崎市から訪れる方もいるという。また、1人で参加するというよりは何人かの知り合い同士で参加するケースが多いという。参加する目的としては「若い子がカフェに行くような感覚」とおっしゃっていたことが印象的であった。月に何度もという事ではなさそうだが、気軽に知人と集まれる場所ということなのだろう。また、リピーターの方も多いようで顔見知りの方と久しぶりに会うことを楽しんでいる様子であった。

ここで感じた事としては、確かに都市農業の多面的機能の1つである文化伝統機能とレクリエーション機能として都市農業の役割を果たしているということである。しかし、一方で本当の意味での都市と農業の交流が行われているのか疑問に思ったのも事実である。それは、組織として行政・農業サイド・都市住民とのつながる都市農業がふるさと村には確かに存在しているように思えるが、組織面でのつながりだけになっている可能性があるということである。寺家ふるさと村では以前(2006年頃)、地域農家の高齢化による指導者確保の困難性により、体験水田が休止になった。その背景には、「実際のところ、高齢の農家の人々にとっては外部の人々を受け入れ指導するよりも、機械を導入して作業を進めてしまいたい」という農家側の本音も指摘されている。寺家ふるさと村構想が着手されてから30年以上が経過した現在では、ふるさと村は地域に根付いているようにも思えるが、都市と農業が調和して一緒に地域活性化につながっているというよりは、地域農家の高齢化や跡継ぎ不足などの衰退は避けられない一方で、都市住民の娯楽の場としての機能だけが都市農業の機能として残っており、組織的、形式的に見るとつながっているように見えるが、そこには都市住民と農業サイドとの「農」というものに対する認識の違いが生まれているのである。ふるさと村構想に着手した際に農家側が発した「農業で生きたい」という言葉からも分かるように農業サイドの「農」に対する役割の第一はあくまでも「生産機能」としての役割なのだろう。農業者と都市住民の交流の場として都市農業を農家の個人的な経営から都市住民へと開かれた場所としての利用は都市化の急速な進展のなかで何とか今までの生活を守っていくための副次的な取り組みだったのかもしれない。

一方で舞岡ふるさと村では工夫された販売方式がなされている。それが以下の図である。

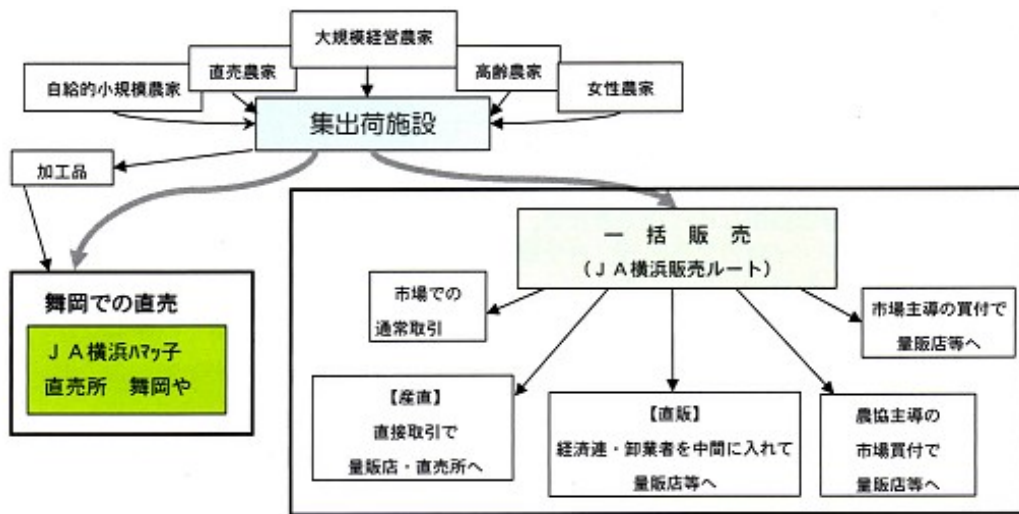


図 4-4 舞岡ふるさと村の一括販売方式（横浜市環境創造局農業推進化提供資料より）

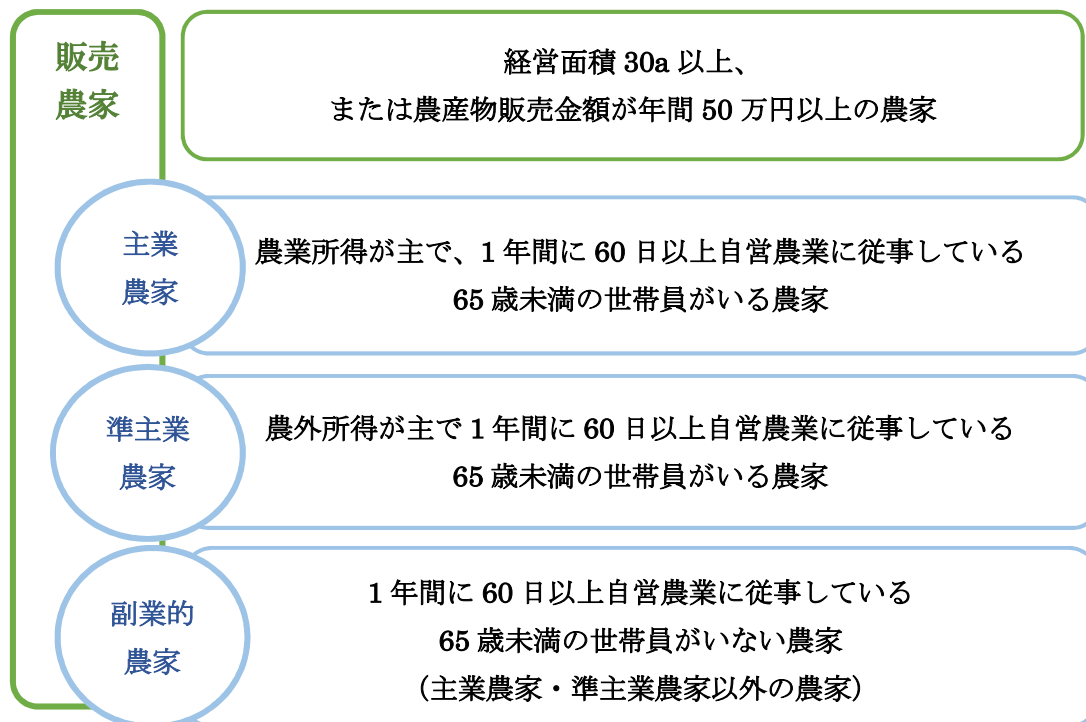


図 4-5 農家等分類関係（農林水産省 HP より作成）

舞岡ふるさと村では都市住民へ開かれた都市農業を推進する一方で、経営規模の大小や出荷量の多少、専業・兼業農家などの農業形態を問わず、どのような品目でもまとめて出荷し、販売する新たな地場野菜の出荷方式（一括販売方式）と直販を行い消費者ニーズに合わせた少量多品目生産を確立している。

筆者が舞岡ふるさと村を訪れた際、2人の女性の農家の方が作業を行っていた。少しだけお話を聞くことができた。うち1人の方は少し前にご主人を亡くされ、現在では1人で農業を行っているという。それまでは、ご主人と一緒に農業を行っていたが1人になって、農業機械を使うこともないので規模は以前に比べ数段落ちるという。それでも続ける理由を尋ねると「これ以外やることがない」「ここにいれば、誰かしらに会う」とおっしゃっていた。これは、農家にとっての農とはコミュニティの場であり、生きがいの場であるということだろう。また、一括販売方式について尋ねたところ、「今はほとんど自分の家で食べるが、そのような組織が根付いていれば農業を続ける意欲も湧くのではないか」とおっしゃっていた。

以下の表が2000年、2005年、2010年の農業センサスを下に作成した舞岡ふるさと村のある戸塚区の農家形態である。

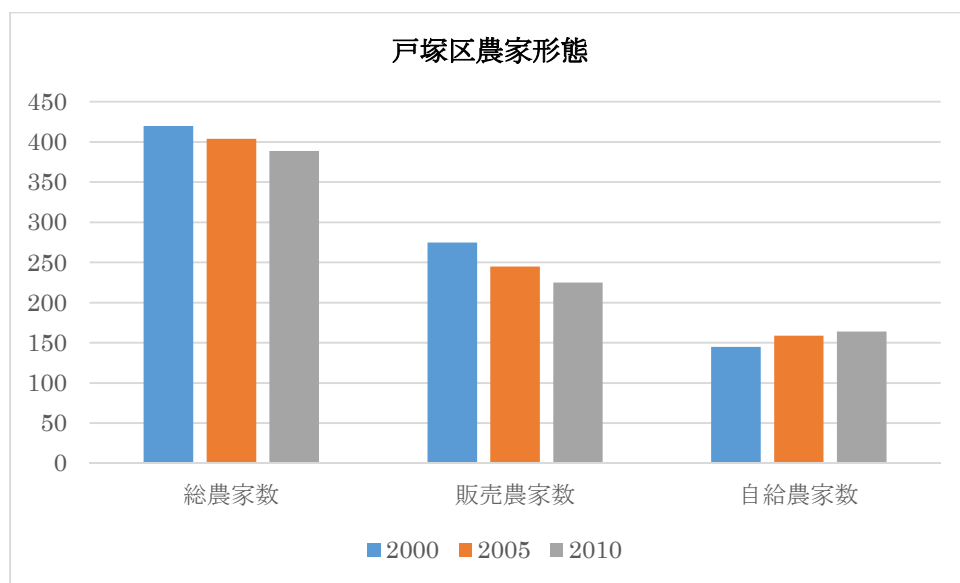


図 4-6 戸塚区農家形態 (農林水産省 HP 農業センサスより筆者作成)

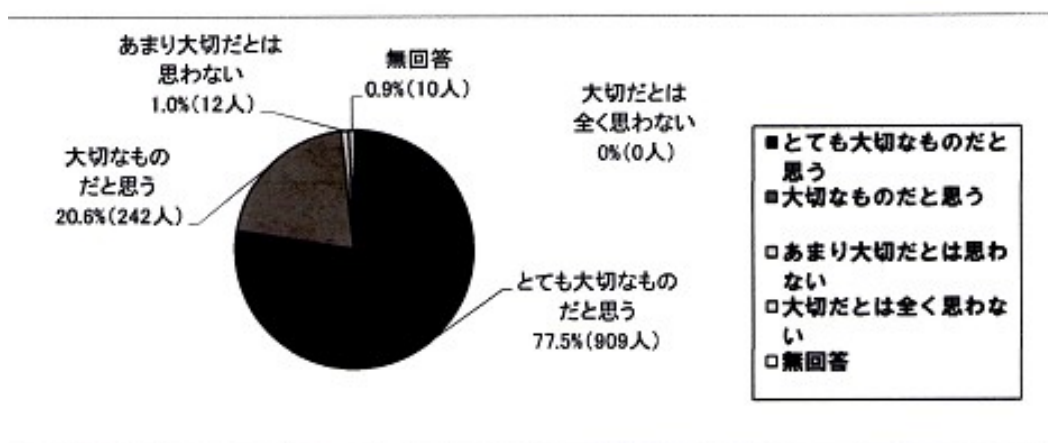
総農家数に占める販売農家数の割合は、2000年が65%、2005年が61%、2010年が58%と減少傾向にある。この傾向は横浜市全体の傾向とほぼ一致するのだが、戸塚区は横浜市の副都心といわれており、再開発がすすめられている地区である。そのような地区であることを考慮すれば、農業で生計を立てている人の減少傾向が比較的緩慢であるといえると考えられる。(ちなみに、寺家ふるさと村のある青葉区の総農家数に占める販売農家数の割合は、2000年が59%、2005年が53%、2010年が48%である。) さらに、総農家数の減少割合

では戸塚区が2000年から2005年にかけては-3.8%、2005年から2010年では-3.7%であり、横浜市全体では2000年から2005年にかけては-5.8%、2005年から2010年にかけては-5.0%となっており、横浜市全体の減少傾向に比べ減少規模が少なくなっていることが分かる。舞岡地区に限られたデータではないため、一括販売方式が農家の減少の食い止めに直接作用していると断言することはできないが、少なからず“生業”として農業・農地を守っていきたいと考えている農業サイドにとっては販売の活路があることは都市農業を続けていくうえでの支えになっているといえるだろう。

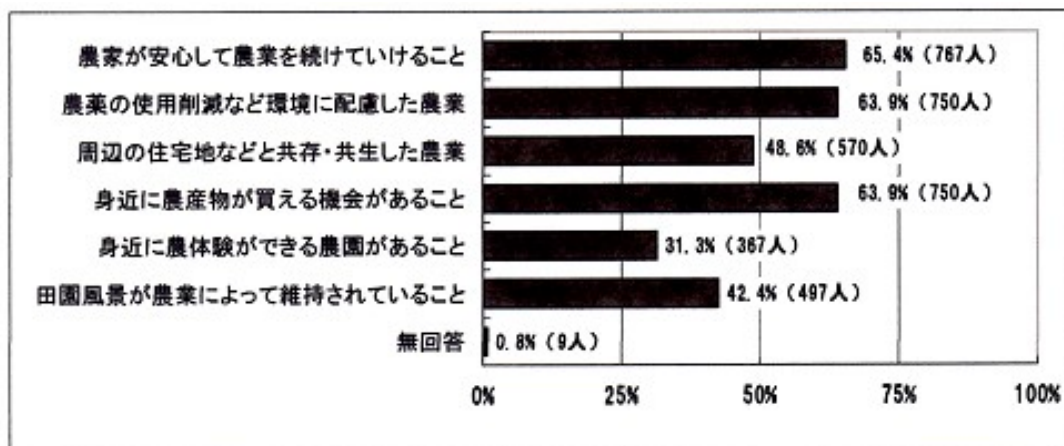
以下は2012年に横浜市が行った「横浜の緑に関する意識調査」
 (<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyoo/data/midori-chousa/>)の結果である。

<市民意識調査>

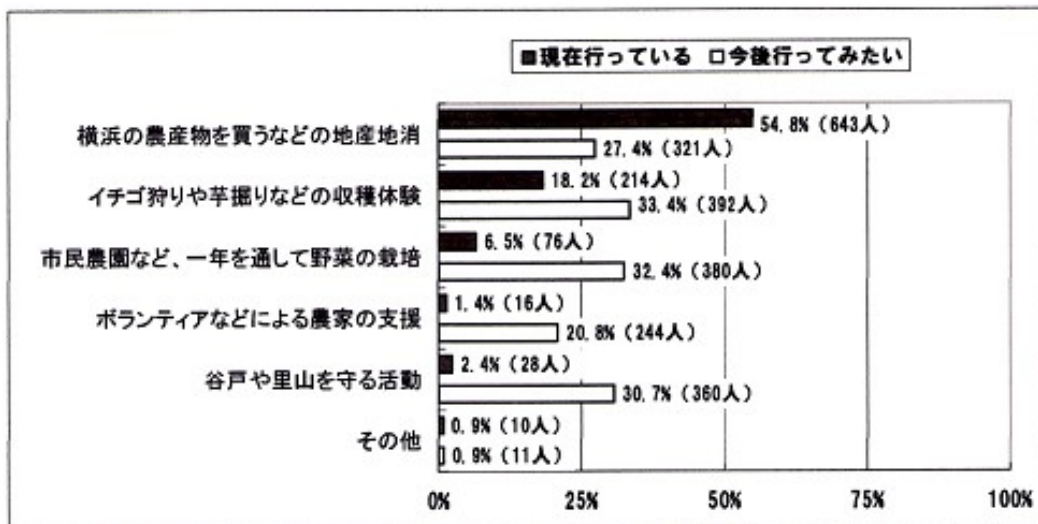
問 緑についてどう思いますか？



問 横浜ではどのような農業が展開されたいと思いますか？

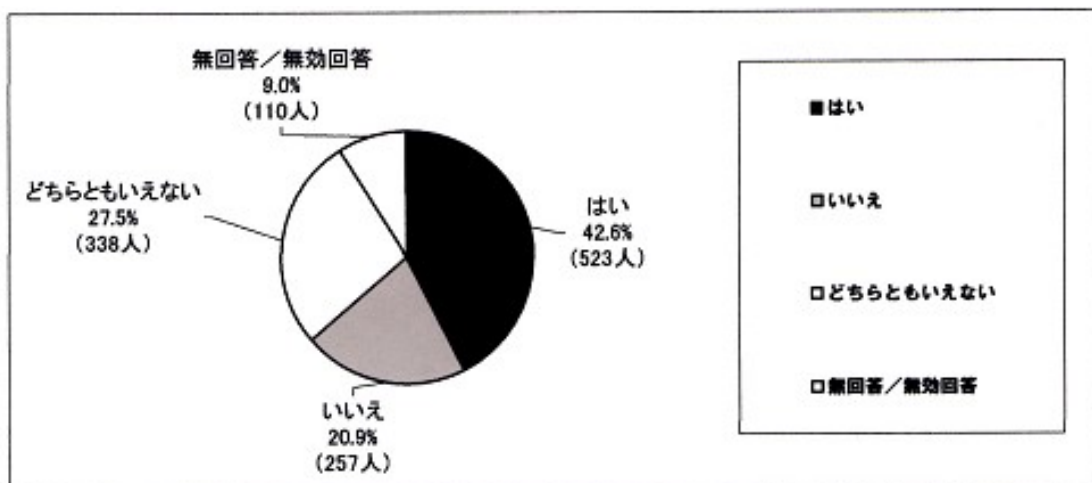


問 農に関することについて現在行っていること、今後行ってみたいことはどんなことですか？

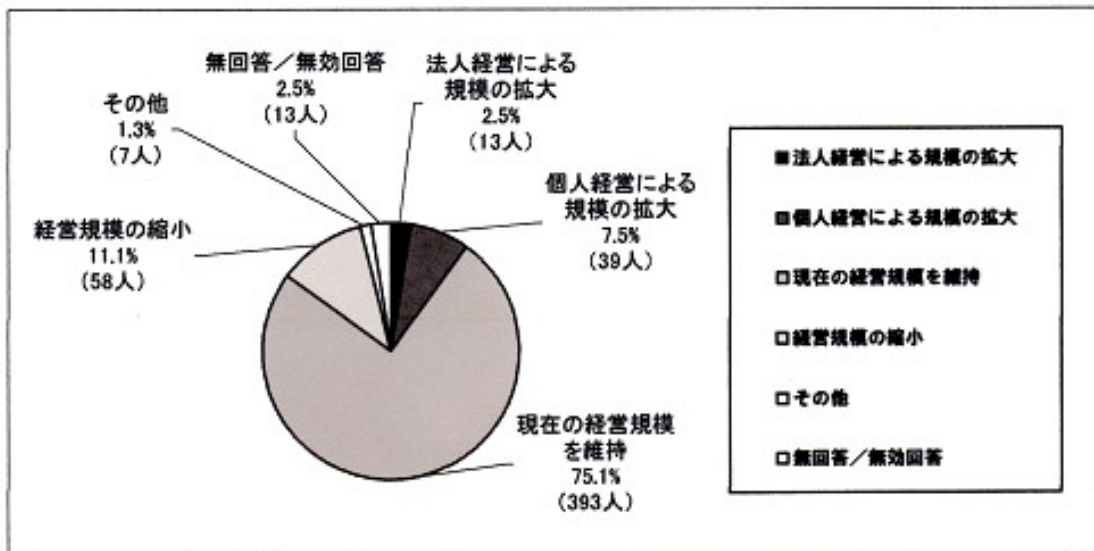


<農地所有者意識調査>

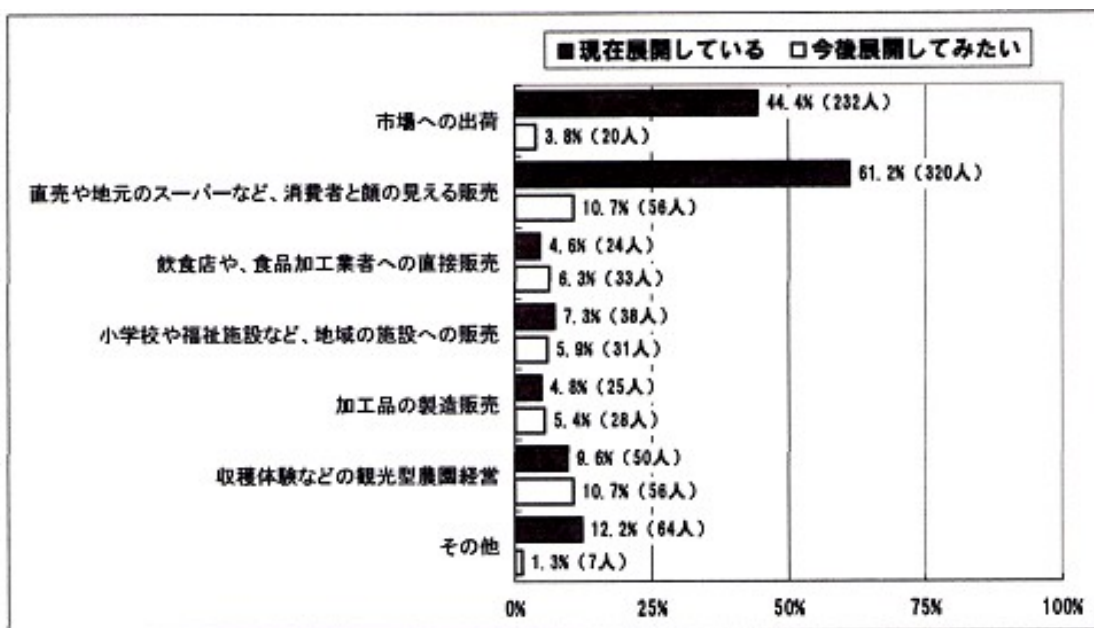
問 今後も農業をつづけていきたいですか？



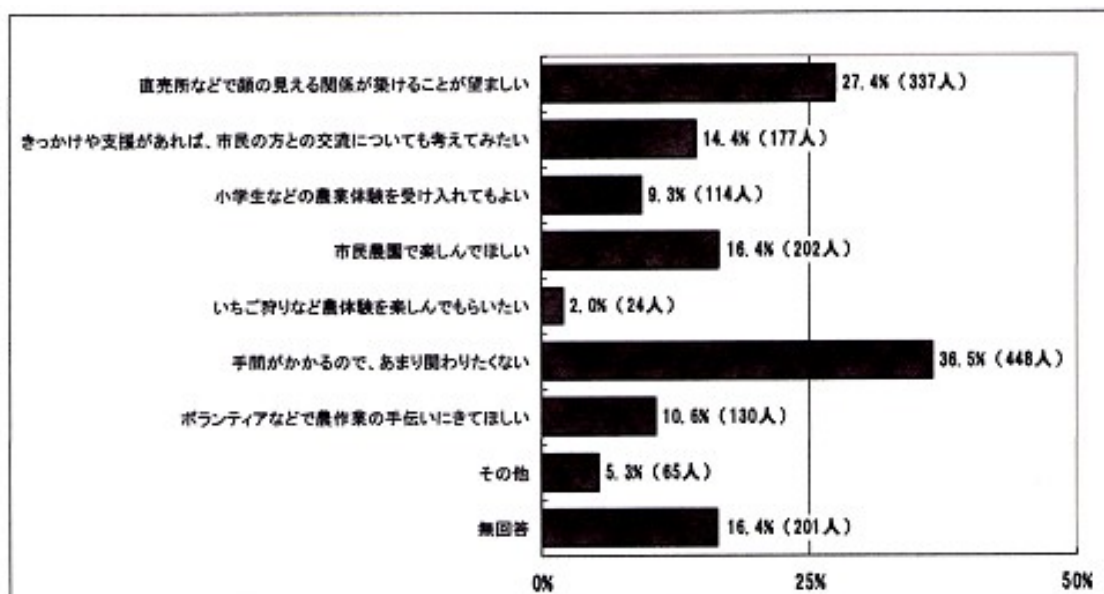
問 今後の営農規模についてどう考えていますか？



問 どのような農業を展開して生きたいですか？



問 農に関心をもつ市民との交流についてどのように考えていますか？



以上の結果をみると、市民にとっては「緑は大切なもの」であるという認識はあるものの、展開方法としては、「農家が安心して農業をつづけていけること」、「環境に配慮した農業」、「身近に農産物が買える機会があること」を求めており、農業は農家のものという認識が強く、市民の立場としてはあくまでも農産物の需要者としての位置づけであり“一緒に”農を守っていくという認識に至っていないのが現状である。

一方で農業サイドにとっては、これからも同じ規模で農業を続けていきたいと考える割合が高く、展開方法としては市場への出荷や店頭や直販による消費者と近い距離での販売であり、市民との関わり方については販売などで顔の見える関係が望ましいと考える割合が高く、手間がかかるからあまり関わりたくないと答える割合も同じように高くなっている。このような状況を考慮すると、農業サイドが農産物を供給し、都市住民がそれを需要するという昔ながらの農業の形が求められているように思う。しかし、それでは今まで通りであり都市農業の衰退は避けられない。

ふるさと村の農業者は、都市化の進展により住宅地が押し寄せてくるなかで自分達の農業が奪われてしまうのではないかという危機意識から農業サイドの都市に開かれた農業政策が行政の協力の下で進められていた。現在の農家もこの危機意識を持っていないわけではない。

しかし、農家のモチベーションが低下しているのも事実である。2つのふるさと村が開設された時代はバブルが到来し、全国的な金余り現象を背景に都心三区を中心に地価が上昇し始めた時期である。都心での土地の供給が少なくなった結果、価格競争が過熱し購入需要は冷めることなく都心周辺へと広がり、土地の買占めが全国的に広がり地価が上昇して

いった。高額な土地取引は横浜も例外ではなく、住宅地の平均地価公示価格は1987年から急激に上昇し、翌1988年には変動率93.1%を示している。これは、1年間で地価がほぼ2倍になったことを示している。地価が上昇するなかで、都市サイドは農地を所有する農業サイドへの不信感を募らせることになる。横浜市ではこの時代から行政の農業サイドへの協力があり、なんとか2つのふるさと村構想を打ち立てることに成功したが、先述したように構想が頓挫した地区もある。現在では都市開発はひと段落し、地価も以前と比べ低下しており、今後急激に上昇するようなことも考えにくいだろう。特に都心から少し離れた郊外地域では極端な開発は考えにくいいため、都市サイドからの不信感も少なく、今ある農地を保全し理想的な都市と農業の調和した姿がありえるだろう。そこで重要になるのが農家のモチベーションの維持である。都市政策に振り回されているという感覚を抱いている農家のモチベーションの低下を少しでも防ぎ、日本ならではの都市農業を残していくためには、“業”としての“農”を守るために、農家が生計を立てていけるような販売活路を生み出し、その一方で農業の多面的機能を活かし、地域活性化につながるような農業を展開していかなければならないのではないだろうか。今までの都市農業の歴史の流れでは、都市農業の衰退が激しく、営農への不安や高齢化などで農業の生産機能としての役割が縮小していた。その一方で都市農業保全に力を入れる理由となったのが、都市化の進展がひと段落し、バブルがはじけ、今までの経済至上主義の反省から都市における心のゆとり、真の豊かさが追求され始めたのとほぼ同時期に注目された、その他の農業の多面的機能の役割である。他の多面的機能に注目が集まるなかで、規模が縮小する都市農業の生産機能がどこか見落とされていたところがあるのではないだろうか。しかし、農業の多面的機能とは農産物の生産機能を含めての多面的機能である。都市と農業の調和にはこの生産機能を見落とさず、そのうえで地域に開かれ、みんなで都市農業を担っていこうという、都市農業への意識の転換が農業サイドにも都市住民にも求められているのではないだろうか。今までは、農業の多面的機能を一括に主張し、都市に農業・農地は貢献しているから保全していこうという議論であった。今後の都市と農業の展望としては、そこにあれば機能する「間接効果」としての農業の多面的機能を活用した都市農業・都市農地の保全論ではなく、農業サイドと都市住民が顔を合わせる、「直接効果」としての都市農業・都市農地の保全を展開していく必要がある。また、農業サイドが本当に求めているのが、農産物の生産機能である。農業者がいなければ始まらない都市農業保全のためには、他の機能の充実よりもこの機能の充実が早急に求められているのではないだろうか。

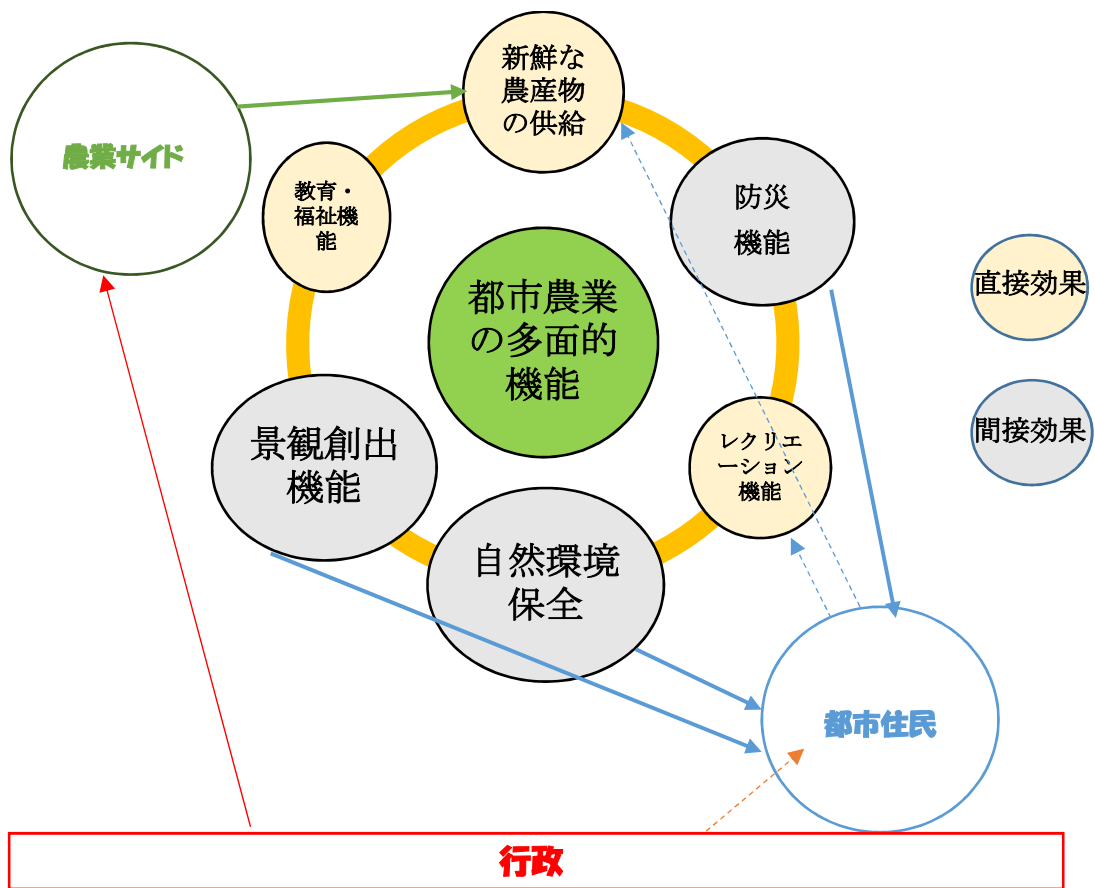


図 4-7 都市と農業の現状

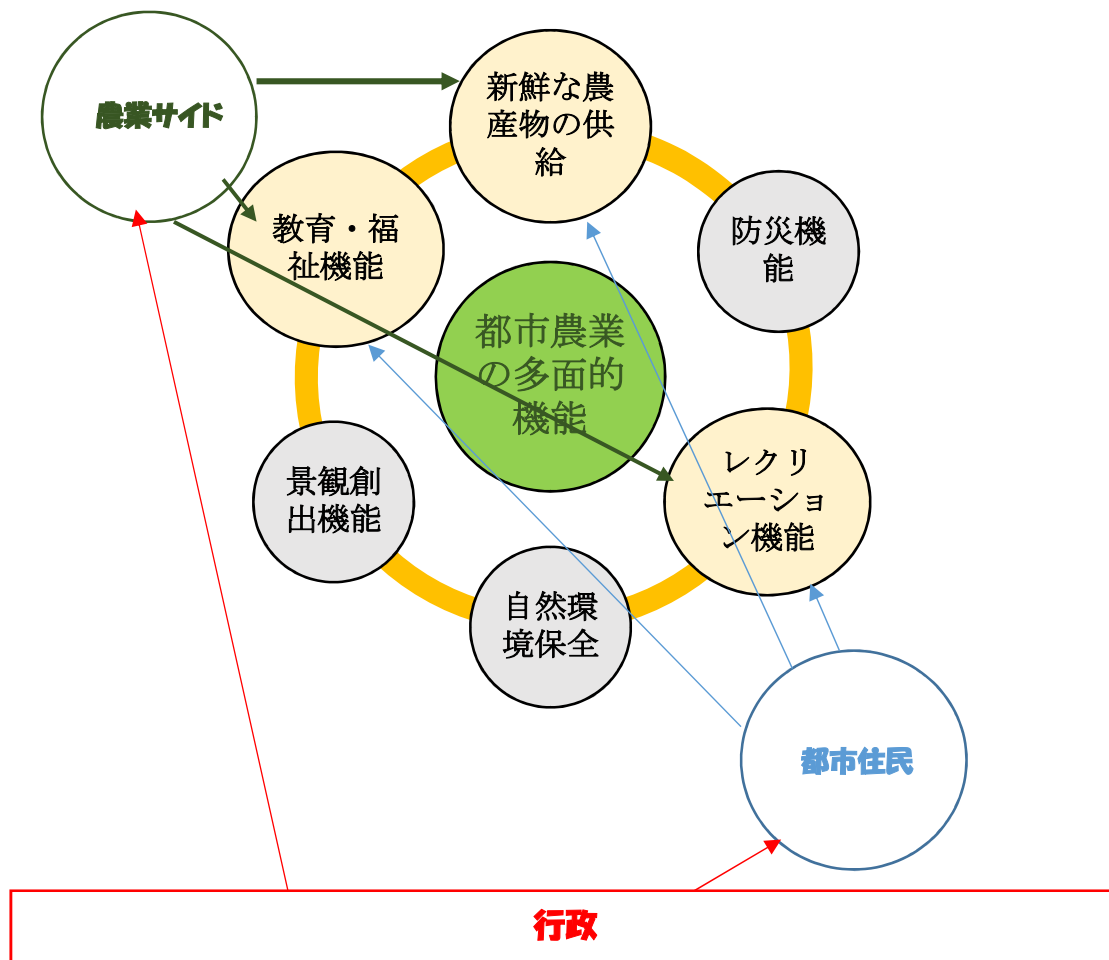


図 4-8 都市と農業の展望

次に、ふるさと村の課題と可能性の考察を経て、これからの都市と農業の調和のためどのような視点が必要なのかということ述べ、本論文のまとめとしたい。また、ふるさと村を取り上げる意義としては、都市計画のなかに農業を取り入れ、計画的都市農業を先進的に進めてきた横浜市、なかでも歴史あるふるさと村をとりあげること、現在他自治体でも取り組み始めている、都市計画に農業を組み込む計画的都市農業の行方や持つべき視点を考察することで都市と農業の調和に必要な要素を事例を通して学ぶことである。

ふるさと村構想が始まった時代は、都市農業が完全に廃れていたわけではなく、都市のなかで、農業で生きていくということに多少の不安はあるものの望みをもてる時代であった。むしろ急速な都市化の進展による弊害に直面した時代でもあるため、「農業を守らないといけない」という都市農家の団結力があつた時代とも考えられる。一方でその頃の行政の動きは宅地開発を抑制し都市の農地・緑地を守っていかうという動きに変わりつつあり、農業専用地区をつくり農地を守っていった。先述したように、農業専用地区に指定することで必然的に協議会が設立され一層の団結力が生まれた。農家同士の協議会が設立される

ことで他団体との連携がとりやすくなり、相乗効果が生まれるようになった。行政からも一層信頼されることでふるさと村の指定を受け、農業が存続するためには新都市住民との交流が不可欠であると考えていた農業サイドにとって理想的な姿である都市に開かれた農業へと転換を果たした。現在でもその傾向は見られるが、開設時に比べ活気がなくなってきたのも事実である。それは、以前に比べ農業で生きていくということに対してのあきらめ感が農業サイドにあるのかもしれない。また、計画的に農業政策を進めたが故の課題もある。先述したように行政との連携や都市住民に開かれた農業が形だけになっているということもあるが、一番の要因は他にある。それは、農業の継続が困難になった場合、土地利用計画の指定（農業専用地区の指定）を受ける農地は身動きできない状況になってしまうということである。実際に、耕作の意欲をなくした農地の問題に対して、横浜市は緑化樹の生産委託や市民農園の開設などさまざまな手段を打ってはいるが大きな改善は見込めていない。都市においての農地の保全には農家の協力が不可欠なのである。

ふるさと村の開設から数十年が経過したが、農家同士で形成した協議会のメンバーが固定されているということも活気がなくなっている要因の1つだろう。地縁・血縁関係の深い農家間のコミュニティでは関係性の再構築が困難になり若い力が入っていきづらいうえに、農家の形態もさまざまである。高齢農業者や女性の農業者、経営規模もそれぞれ異なるなかで、舞岡ふるさと村で行われている一括経営方式はとても有意義な方式であると考ええる。

また、都市住民に関していえば豊かな生活を望む一方で時間に余裕が無いというのが現状である。これからの都市住民に開かれた農業の方向性として、都市住民1人1人にアプローチすることは確かに難しいことである。しかし、消費者組織に対してのアプローチはもっと徹底的にすべきである。筆者が2つのふるさと村を訪れた際、寺家ふるさと村周辺にはかなり多くの団地が立っていたし、舞岡ふるさと村周辺には学生が多い印象であった。ここは予測の域を超えないが、団地には多くの高齢者が暮らしていることが予測される。団地のコミュニティを活用し高齢者の生きがい創出や地域のつながりの醸成などにおいて農業の活用方法は多様にある。また、学校などと連携することで子どもがみどりと触れ合う機会の創出や食育などにもつながる。このように多くの人や組織とのつながりを持つことが地域活性化のための農業の一番の近道なのではないだろうか。横浜市のふるさと村では、行政が携わっているのは総合案内所の運営や採算性のない森などの管理である。ふるさと村構想の基本である、都市に開かれた地域活性につながる取り組みを目指すのであれば1人でも多くの人を巻き込むようなアプローチが必要なのではないだろうか。

土地利用計画を充実させ、都市農業の縮小を抑えることは大事なことである。都市農地・都市農業の維持には農家の存在が必要であるため、都市農業の税制の改革や経営規模に関わらず営農支援をしていくことで農家の存在を守る。現在のふるさと村は農家の存在が弱くなっているように感じる。土地利用計画の基盤があるのだから地縁・血縁に基づいた農家の協議会を基盤としつつも、旧農協単位などのゆるやかな農家の連携をつくり新たな地

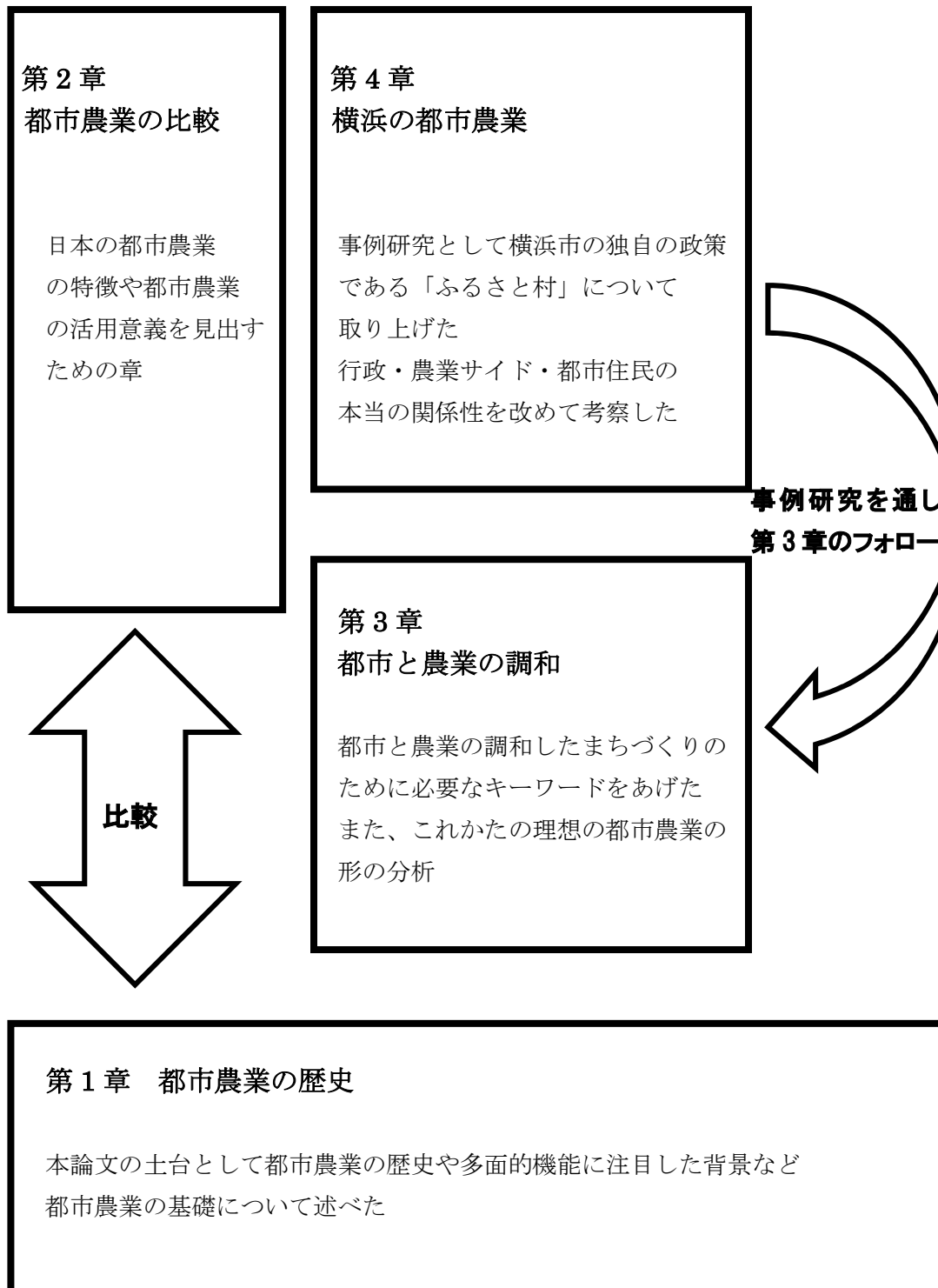
元リーダーの創出や、経営規模や年齢に関わらずに話し合える協議体制の再構築が必要な
のだろう。

地域の変化や農業サイド、都市住民の意識の変化とともに、ハード面としての計画の変
更やソフト面として、計画に組み込む農家や住民のアプローチ単位の変更など柔軟な視点
で取り組むことが組織や運営の形骸化を防ぐ第一歩となるはずである。

終章 まとめ

1. 総括

<論文の流れ>



序章 研究動機

- ・農業の担う多面的機能は、急速な都市開発の弊害に役立つのではないか？
- その一方で、都市農業にはさまざまな課題がある
- 都市と農業が調和したまちづくりの可能性とは？

第1章 都市農業の歴史

「都市農業」とは何か

- ・新都市計画法とともに使われるようになった言葉
- ・本論文では、市街化区域・市街化調整区域に含まれる農業と定義

<都市農業の歴史>

1950年以前

第1次産業が主流の時代
都市と農村の区別はない

地域のコミュニティは強固
環境問題も取り上げられることは
ほぼ無い

1960年

都市開発が進み、地方から都市
へ人口流入が激しくなり農地の
宅地化への転用を求める時代

家を建てられない都市住民や
開発を進めたい行政との対立
農地がスプロール状に残り
都市農業の小規模化が進む

1990年

バブルがはじけ、宅地需要も減り
都市に安らぎを求める声が出始める

それまでの、個人的な農業経営
から社会的な意味での農業の
多面的機能を唱えるようになった

現在

都市化の弊害から地域コミュニティ
の崩壊など地域の衰退が問題に

ポスト都市化社会に最適な
都市農業の活用とは？

都市サイド

農業サイド

第2章 都市農業の比較

●日本と欧米の都市農業の特徴

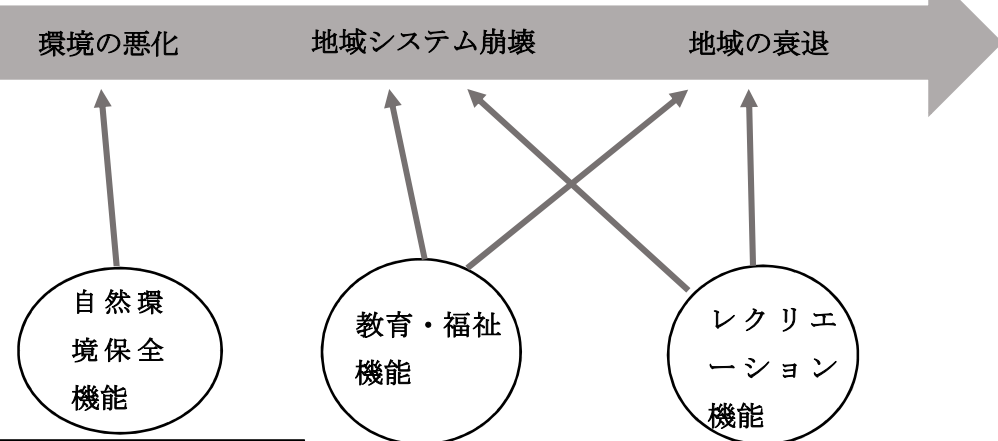
- ・都市計画の違いからスプロール状に都市に農地が残っている
- ・“業”としての“農”を担いたい農家の存在がある
- ・欧米ではコミュニティ機能や教育・福祉機能の役割として都市に農地を取り戻す動きが出ている

→同じように都市化の弊害を抱える日本社会においてもその機能は重要な役割を果たす

- ・欧米の建設不自由の概念を日本も取り入れるべき

第3章 都市と農業の調和

<都市化の弊害と都市農業の活用>



都市と農業の調和のために

行政

- ・営農継続のための支援
- ・農家と住民のネットワーク作り
- ・情報の発信

都市住民

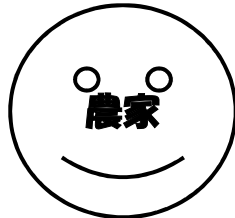
- ・農業への理解を深める
- ・農への積極的な参加
- ・農は農家のものという認識の転換

農業サイド

- ・地域へ開放された都市農業へ
- ・開放するだけでなく都市住民との交流も行う

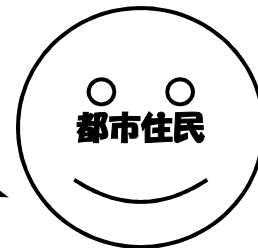
農業を他人任せにせず
みんなで守るという意識

第4章 横浜市の都市農業



都市で農業を続けたい
農家として農産物の販売が大事
市民との交流手間がかかる

都市のみどりは大切
都市の農業は農家が安心して働ける
ようにするべき



→結局今までの都市農業保全論から進展していない

→交流するという意識作りが必要

また、都市農業の多面的機能を一括に主張してしまっただけでは、ただそこに農地があれば良いということになりかねない

→都市住民との交流だけを目指すのではなく、都市農家の販売活路を見出しながら農家が衰退しない、都市で農業を営むことに意欲の沸くような活用が必要

→そのうえで、農業サイドと都市住民の意識の転換を図る

→土地利用計画の運営・組織の形骸化を防ぐためにも、ハード面でもソフト面でも地域や時代の変化にあわせた柔軟な対応をしていく必要

本論文は、ポスト都市化社会において、農業が衰退する一方、農業の持つ多面的機能の効果が現在の都市化の弊害を受ける都市において有効に活用できるのではないかと、観点から都市と農業の調和したまちを展開するためにはどうすべきかを明らかにすることを目的として研究を進めてきた。

序論では、研究動機、調査方法、論文構成について述べた。

第1章では、本論文のテーマである「都市農業」がこれまで、どのような位置づけをなされていたのか、またそもそも都市農業とは何かということ述べた。都市農業の位置づけの変遷を見ていくと、都市農業に対する見方が変化した時期があった。それが、都市化がひと段落した時期である。それと同時に“邪魔なもの”としての位置づけであった都市農業の多面的機能に注目が集まり、都市に農業は貢献しているから地域で保全する必要が

あるとの従来の個人的資産からの転換が図られた。本論文はこの「多面的機能」を活かして都市と農業の調和を図ることが可能なのではないかと考え都市農業の多面的機能論に着目した。

第2章では、欧米での都市農業を考察することで、日本における都市農業の特徴を示すこと、さらに都市農業の有用性を見出すために欧米での都市農業の状況を考察した。すると、1950年代頃の都市化政策の違いから、欧米では都市と農業の線引きがはっきりと行われ“生業”としての都市農業はほぼ完全に廃れていた。そのため、欧米に都市農業は無いとまで言われている。しかし、その欧米において都市に農地を取り戻そうとする動きがあるのも事実である。その農地に期待されている役割とは、都市住民のレクリエーションの場、また、教育・福祉機能としての場である。日本との違いは、スプロール状に農地が残っていないこと、“業”としての“農”を担いたい農家が少ないため、耕作放棄地などを利用して、市民組織が主体となり市民農園などの新しい農業の動きが作りやすい状況が整っていることなどをあげた。

第3章では3段階で現れるポスト都市化社会の弊害に都市農業を活用する意義を改めて述べ、都市と農業の調和のためのキーワードを先行研究や文献を参考に洗い出し、都市住民・行政・農業サイドの役割を考察した。その結果、それぞれの役割のキーワードとして①地域に貢献する意識②情報発信や情報共有の徹底③都市住民に解放された都市農業への転換④多面的機能の効果的な発揮には主としての農業者がいるということ⑤計画全体をコントロールする集団としての組織づくりを挙げた。

第4章では行政が農地を保全する取り組みを、他の自治体に先がけて独自の取り組みを行っている横浜市の都市農業について述べた。なかでも筆者が関心を持ったふるさと村について取り上げ、横浜市内に2つ存在するふるさと村の歴史や地区概要、組織体系などを述べたあとに都市と農業の調和について考察した。

この章は、今までの章で述べた都市農業の展開方法や位置づけを、事例研究を通して改めて考察したいと考えた。そのためここでは、ヒアリングや横浜市、ふるさと村の方からの提供資料をもとに考察している。事例研究を行うことで、農業サイドがもつめる農と都市住民が考える農についてのわずかなズレを感じることができた。また、横浜市の行った都市農業に関する調査からもそのズレの傾向が見られた。それまでの都市農業保全には農業の多面的機能が一括に主張されてきた傾向があるが、そうではなく1つ1つの機能のどこに重きをおきたいのか、農地が存在すれば十分なのか、それとも農家と都市住民の参加によって得られる効果なのか、本当の都市と農業の調和のためには後者のほうが大事であると考え、農家にとっての都市農業の役割とは、あくまで“生業”としての“農”であることを忘れてはならないということについても言及した。

最後にこの論文の意義として「都市と農業」について述べる。

都市住民も農業サイドもどちらも巻き込んだ政策というのは、時間の余裕、体力の余裕、心の余裕などさまざまな条件が一致しないと難しいのかもしれない。しかし、何もしなけ

れば、以前の都市農業保全論のまま進展が無く都市農業の衰退は避けられない。都市農業の多面的機能が認められている社会であること、また、欧米諸国と違い都市のなかにみどりが残っている今現在の日本においてはそれまでにない新たな都市と農業の調和したまちづくりが求められているのではないだろうか。都市と農業の調和には農業サイドと都市住民の相互理解と交流が不可欠である。農の多面的機能を一括に押し通したような農地というみどりがあれば十分であるというような上辺だけの交流ではなく、お互いが少しずつ意識の転換をすること、またどちらのサイドも面倒くさいというような考え方から抜け出し、地域全体で農業・農地を守っていけるような取り組みが行われていく必要がある。

田代（2007）によれば、都市農業を巨大都市圏の都市計画区域内の農業と定義し、都市の緑を確保する都市計画と農業・農林地の関係が第一義的な重要性を持つとしている。このような問題に正面から取り組んできたのが都市計画に位置づけられた計画的都市農業論を志向し、緑政局として農地と山林を総合的に対象化し、現在では環境創造局として「水と緑」の確保に取り組む横浜市であるとしている。

現在、都市計画として都市農業をどう位置づけるかということが主な自治体の取り組みの中心であるなかで、先進的な取り組みを行ってきた横浜市の計画的都市農業の現在を取り上げることで、理想的な都市と農業の調和のために足りない視点や、時代の変遷のなかで見つかる改善点を考察したことでこれからの都市農業の持続と、そのうえでポスト都市化社会といわれる現代社会において地域社会の衰退に歯止めをかけるような役割を担うことを都市農業に期待したい。

2.謝辞

今回、この論文を執筆するにあたり、アポイントメントもとらずにお伺いしたのにもかかわらず快く受け入れて下さったふるさと村の皆様、貴重なお時間を割いて頂いた横浜市環境創造局の関係者の皆様にこの場を借りて謝辞を申し上げたいと思います。

また、最初から最後まで的確なアドバイスを下さった浦野先生、至らない発表にも関わらず、それぞれの視点で私自身に足りない部分を補うように多くのコメントを下さった浦野ゼミの同期、後輩の皆様にとっても感謝しています。
本当にありがとうございました。

3.参考文献・参考 URL

東正則『日本発農業のある都市モデル』農林統計出版、2014年
石田頼房『都市農業と土地利用計画』日本経済評論社、1990年
北野収『共生時代の地域づくり論』農林統計出版、2008年
後藤光蔵『都市農地の市民的利用』日本経済評論社、2003年
進士五十八『ボランティア時代のみどりのまちづくり 環境共生都市の実態』東京農大出版会、2008年
進士五十八『グリーン・エコライフ』小学館、2010年
高村学人『コモンズからの都市再生』ミネルヴァ書房、2012年
竹中久仁夫『どっかい生きている都市農業』農林統計協会、1997年
田代洋一『計画的都市農業への挑戦』日本経済評論社、1991年
田代洋一『農業問題入門』大月書店、2003年
田代洋一『この国のかたちと農業』筑波書房、2007年
橋本卓爾『都市農業の理論と政策 農業のあるまちづくり序説』法律文化者、1995年
林美香子『農都共生のヒント 地域資本の活かし方』寿朗社、2008年
ジェファニー・コックラル『世界の都市で始まる食料自給革命』白水社、2014年
寺家ふるさと村四季の家 『寺家ふるさと村』寺家ふるさと村四季の家、2006年
寺家ふるさと村体験農業振興組合『寺家ふるさと村』寺家ふるさと村体験農業振興組合、1986年

「横浜市環境創造局 HP」 <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/>

「横浜市都市整備局 HP」 <http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/>

「農林水産省 HP」 <http://www.maff.go.jp/>

「寺家ふるさと村 HP」 <http://jikehurusatomura.in.coocan.jp/>

「舞岡ふるさと村 HP」 <http://www.maioka-nijinoie.jp/>

一般財団法人都市農地活用センター『都市農業振興基本計画（案）に関する意見・情報』
<http://www.tosinouti.or.jp/kihonhou/0301ikensho.pdf#search='%E9%83%BD%E5%B8%82%E8%BE%B2%E6%A5%AD+%E6%95%99%E8%82%B2%E7%A6%8F%E7%A5%89'>

後藤光蔵『都市農業・農地の今日的役割と課題』

http://www.nouchi.or.jp/GOURIKA/pdfFiles/tochiAndNougyou/no35/35_06.pdf#search='%E9%83%BD%E5%B8%82%E8%BE%B2%E6%A5%AD+%E6%AC%A7%E7%B1%B3'

株式会社地域計画研究所『農的空間と市民の暮らし研究会の運営業務報告書』

http://www.nouchi.or.jp/GOURIKA/pdfFiles/tochiAndNougyou/no35/35_06.pdf#search='%E9%83%BD%E5%B8%82%E8%BE%B2%E6%A5%AD+%E6%AC%A7%E7%B1%B3'

（最終閲覧日すべて1月10日）